

浄化槽行政に関する調査

結果報告書

令和6年2月

総務省行政評価局

前 書 き

浄化槽は、人口減少など近年の社会情勢とあいまって、郊外地域や山間部を中心に重要な役割を果たしているが、風呂や台所等から生活雑排水を公共用水域等に直接放流する単独処理浄化槽（以下「単独槽」という。）が今なお浄化槽設置基数全体の約半数（357万基/753万基（令和3年度末））を占め、水質汚濁や悪臭発生の原因とされている。

これら単独槽のうち、特に、周辺的生活環境の保全等の面で影響のある単独槽について、し尿とともに生活雑排水を処理できる合併処理浄化槽への転換等をより一層進めるため、令和元年6月に浄化槽法（昭和58年法律第43号）が改正され、①都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）による生活環境の保全等に重大な支障が生じるおそれのある単独槽（以下「特定既存単独槽」という。）の判定とその除却を求めるための助言・指導、勧告及び命令、②浄化槽台帳の作成、③都道府県や市町村による浄化槽の管理等に関し、関係者間で必要な協議を行う協議会（以下「法定協議会」という。）の設置などの制度が新たに導入された（令和2年4月施行）。また、浄化槽法一部改正法施行を踏まえ、環境省は、都道府県等におけるこれら規定の円滑な運用等に資するため、特定既存単独槽に対する措置に関する指針や浄化槽台帳の整備導入マニュアルのほか、浄化槽整備の取組事例集などを作成した。

しかし、老朽化が進み、不適正と判定される単独槽が年々増加（破損又は変形、漏水状態：5,102件（平成26年度）から7,154件（令和3年度）と約4割増）する中、都道府県等では、このような単独槽について、特定既存単独槽への判定が進んでおらず、上記制度が十分に活用されていない状況がみられる。

このような状況を踏まえ、本調査は、特定既存単独槽への措置を確実にを行い、水質保全や悪臭等の防止を図るため、国、都道府県等における特定既存単独槽に対する取組状況や浄化槽台帳の活用状況のほか、これらに対する課題等を明らかにし、関係行政の改善に資するために実施するものである。

目次

第1 調査の目的等	1
第2 調査の結果	
1 全体概況	
(1) 浄化槽を取り巻く状況	2
(2) 本調査の視点と調査対象とした単独槽の全体像	6
2 11条検査受検単独槽に対する取組状況.....	10
3 11条検査未受検単独槽及び浄化槽台帳未掲載単独槽に対する取組状況	
(1) 11条検査未受検単独槽に対する取組状況.....	22
(2) 浄化槽台帳未掲載単独槽の状況	25
(3) 都道府県等における保守点検・清掃業者からの浄化槽に係る情報収集の実施 状況	27
4 浄化槽台帳の整備・活用	32
第3 今後の課題	37
資料編	38

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、生活環境の保全等に重大な支障が生じるおそれのある単独処理浄化槽（以下「特定既存単独槽」という。）への措置を確実にし、水質保全や悪臭等の防止を図るため、国、都道府県等における特定既存単独槽に対する取組状況や浄化槽台帳の活用状況のほか、これらに対する課題等を明らかにし、関係行政の改善に資するために実施するものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

環境省、農林水産省、国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（12）、市町村（22）、関係団体等（29）

- （注）1 市町村 22 とは、保健所設置市 17 と地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 の規定に基づき都道府県の事務及び権限を移譲された市町村 5 である。
- 2 関係団体等 29 とは、指定検査機関¹14、保守点検・清掃業者 14、民間団体 1 である。
- 3 上記のほか、鹿児島県及び公益財団法人鹿児島県環境保全協会に参考意見聴取を行った。

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

4 実施時期

令和 4 年 12 月～6 年 2 月

¹ 指定検査機関とは、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 57 条第 1 項の規定に基づき、都道府県により、当該都道府県の区域において、同法第 11 条第 1 項等の水質に関する検査の業務を行うことを指定された機関である。

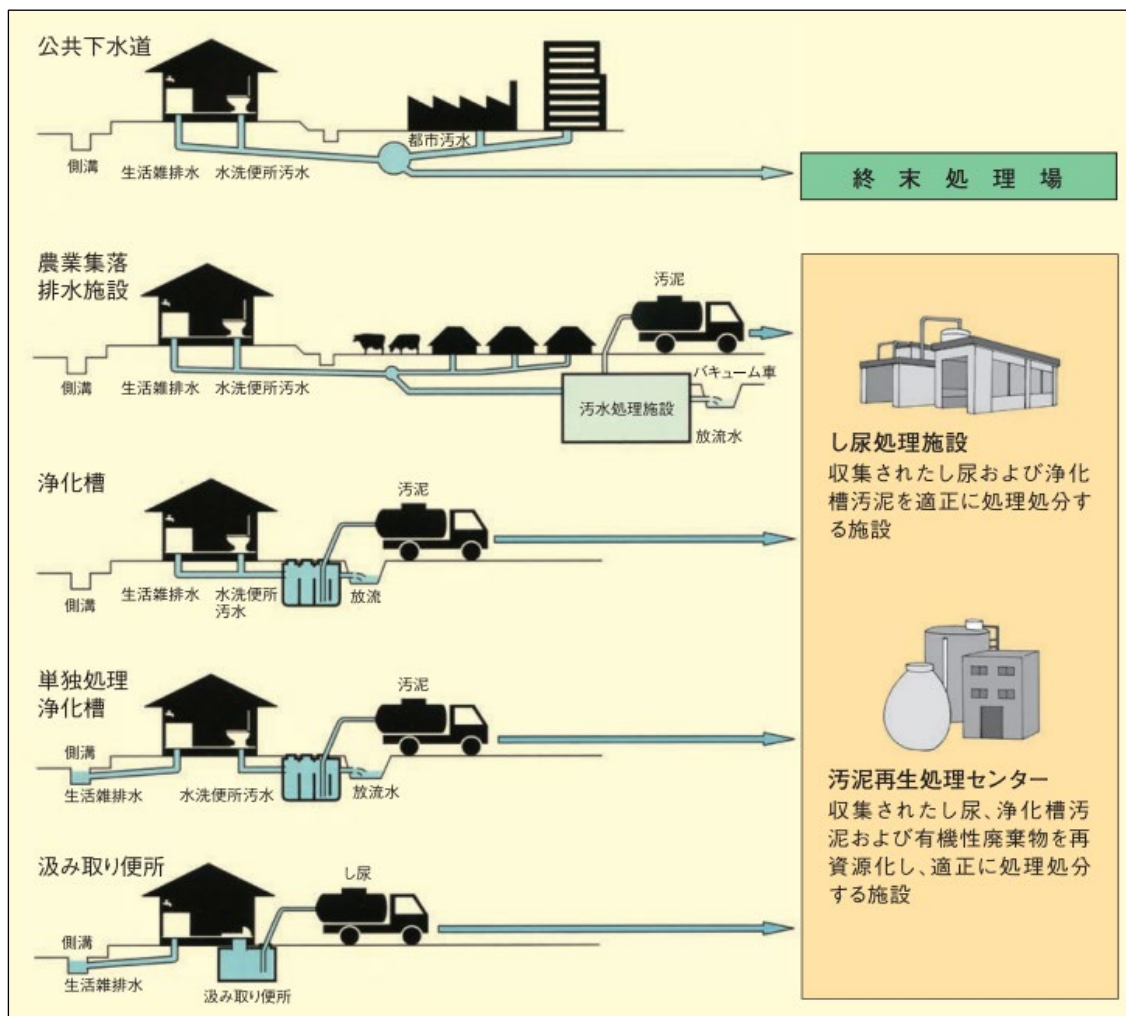
第2 調査の結果

1 全体概況

(1) 浄化槽を取り巻く状況

浄化槽は、家庭等からのし尿や風呂・台所・洗濯等の生活雑排水を微生物の働きを利用して分解する汚水処理施設であり、し尿と生活雑排水を処理する合併処理浄化槽（以下「合併槽」という。）と、し尿のみを処理する単独処理浄化槽²（以下「単独槽」という。）に大別される（図1）。

図1 我が国におけるし尿処理・生活排水処理システム



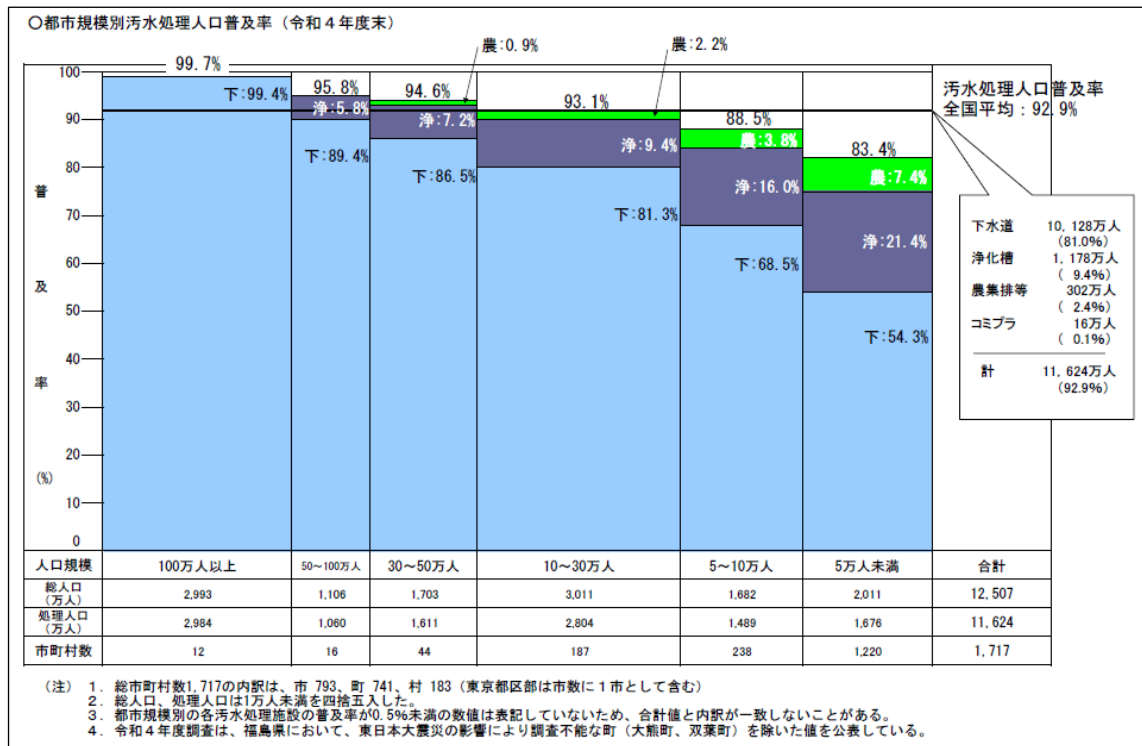
- (注) 1 環境省ホームページから引用した。
2 本図における浄化槽とは合併槽を指す。

合併槽は、処理性能に優れており、一般家庭向けのものは自動車1台程度の広さがあれば設置でき、地勢の影響を受けにくく、かつ、短期間で設置できることから、経済的で投資効果の発現が早いという特長を持っている。また、合併槽は、公共下水道

² 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）において、浄化槽とは合併槽のことを指し、単独槽は、同法附則第2条の規定に基づき、浄化槽とみなす（みなし浄化槽）とされた。

や農業集落排水施設等の汚水処理施設と同等の処理機能を有していることから、近年の人口減少等の社会情勢や市町村財政の緊縮とあいまって、合併槽による汚水処理施設の整備³が進んでいる（図2）。さらに、近年の大規模災害において、被害を受けても復旧が早く災害対応力もあることから、強靱なまちづくりの観点からも大きく期待されている。

図2 都市規模別汚水処理人口普及率（令和4年度末）



（注）1 「令和4年度末の汚水処理人口普及状況について」（令和5年8月農林水産省・国土交通省・環境省）から引用した。
 2 本図における浄化槽とは合併槽を指しており、単独槽は汚水処理施設の処理人口に含まれない。

このように合併槽の役割が高まる一方、現在は新設が禁止されている単独槽が数多く残存している問題が存在している。単独槽は、昭和30年代後半から50年代にかけて、下水道の普及に伴い下水道未普及地域におけるトイレ水洗化の要求の高まりを受けて急速に整備されたものである。一方で、単独槽は、し尿のみを処理し生活雑排水を処理せずに公共用水域等に放流することから、水質汚濁が社会問題となり、平成12年に浄化槽法が改正され、13年4月1日以降新設が禁止されている（図3、4）。以後、年々その設置基数は緩やかに減少しているものの、令和3年度末時点においても、浄化槽設置基数全体の約半数（357万基/753万基）を占めている（表1）。

これら単独槽には、設置から40年以上経過しているものが推計で約100万基も残存しているとされている。また、浄化槽法第11条第1項に定める指定検査機関の行う水質に関する検査（以下「11条検査」という。）の結果、老朽化等によって、浄化

³ 浄化槽（合併槽）による汚水処理人口は、我が国の全人口の9.4%（1,178万人）を占めており、人口5万人未満の市町村に限れば、21.4%を占めている。

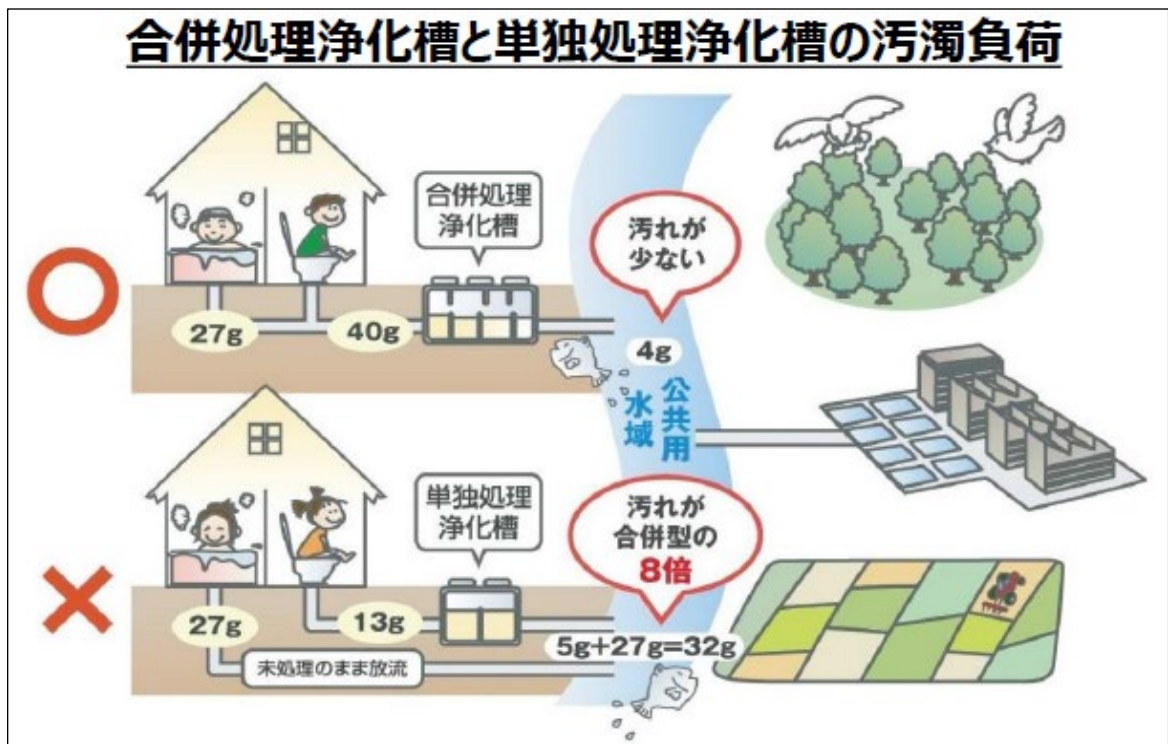
槽本体が破損又は変形、漏水している状態で不適正と判定された単独槽は、令和3年度に7,154件みられ、平成26年度の5,102件と比べて約4割増となっており、年々増加している状況にある（表2）。さらに、単独槽の11条検査の受検率は27.8%（令和3年度）にすぎず、大量に存在する11条検査未受検単独槽の中には、老朽化等により、浄化槽本体が破損又は変形、漏水しているものや管理状態が悪いことにより、し尿が適切に処理されず、生活環境等への悪影響が懸念されるものが発生している可能性がある。

図3 単独槽から生活雑排水が未処理のまま水路に流入している例



（注） 環境省資料から引用した。

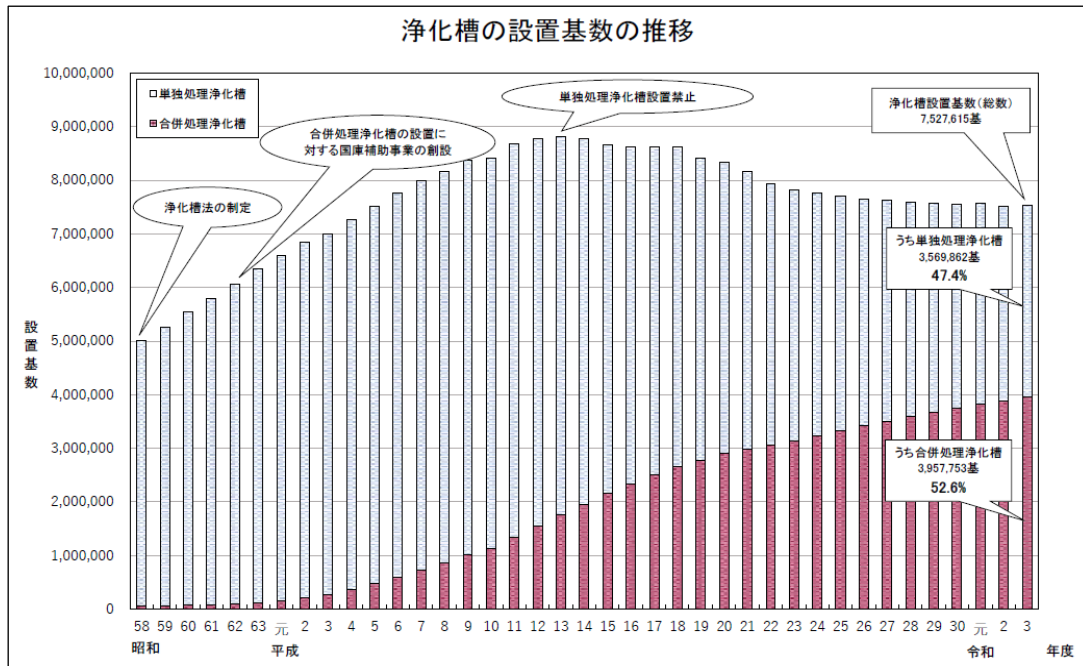
図4 合併槽と単独槽の汚濁負荷



（注） 1 環境省資料から引用した。

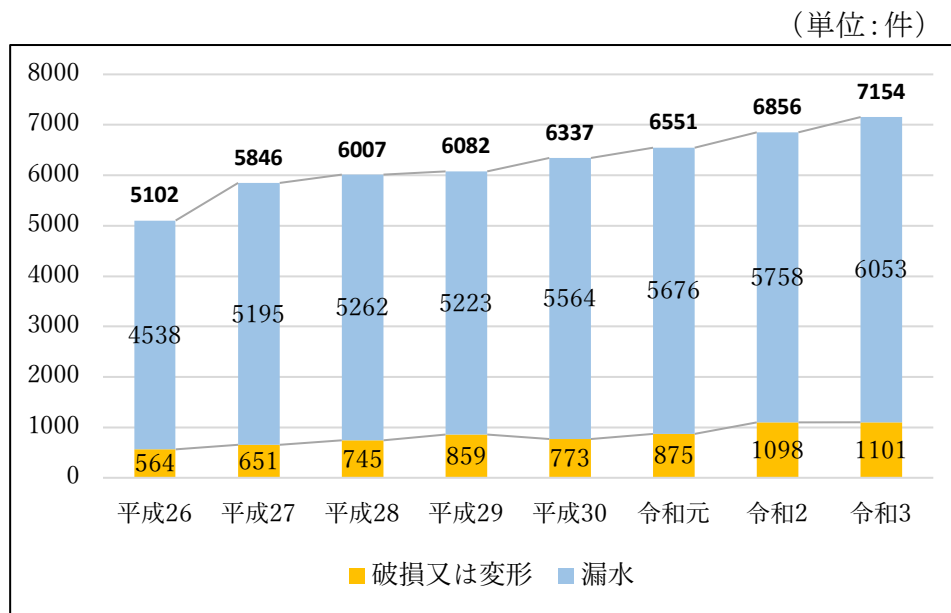
2 単独槽は合併槽に比べて、公共用水域に放流されるBOD汚濁負荷量（水中の有機物の量）が約8倍とされている。

表1 浄化槽の設置基数の推移



(注) 環境省ホームページから引用した。

表2 11条検査により浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態で不適正と判定された単独槽の推移（年度別）



(注) 「浄化槽の指導普及に関する調査結果」(環境省)に基づき当省が作成した。

単独槽の合併槽への転換については、従前、個人が浄化槽を設置・管理する場合、市町村による助成制度（浄化槽設置整備事業⁴）が設けられているが、転換に係るコストが高いこと等から、転換に踏み切れないという指摘もある。しかしながら、上述のとおり、老朽化した単独槽による生活環境等への悪影響が懸念されることから、単

⁴ 浄化槽設置整備事業による助成制度では、浄化槽設置に係る個人負担は6割となる（令和5年度時点）。

独槽を合併槽に早急に転換していくことが喫緊の課題となっている。

このような背景の下、老朽化した単独槽について合併槽への転換をより一層推進する観点から、令和元年6月に浄化槽法が改正され、2年4月に施行された。その改正内容としては、①特定既存単独槽に対する措置、②浄化槽台帳の作成、③都道府県や市町村による浄化槽の管理等に関し、関係者間で必要な協議を行う協議会（以下「法定協議会」という。）の設置等が挙げられる。このうち、①特定既存単独槽に対する措置については、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）が、そのまま放置すれば生活環境の保全や公衆衛生上重大な支障が生じるおそれのある単独槽の浄化槽管理者（浄化槽の所有者等で浄化槽の管理について権原を有するもの。以下同じ。）に対し、除却等の措置に係る助言又は指導、勧告、命令ができることが新たに定められた。また、②浄化槽台帳については、浄化槽の設置に関する情報や維持管理の実施状況等について正確に把握を行うことで、単独槽の合併槽への転換の指導等を通じた良好な放流水質の確保が可能となることから、都道府県等にその作成が義務付けられた。くわえて、③法定協議会については、都道府県等が、浄化槽台帳の作成その他の浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し、関係者間で必要な協議を行うための協議会を設置できることとされた。

(2) 本調査の視点と調査対象とした単独槽の全体像

ア 本調査の視点

令和元年6月の浄化槽法一部改正により、特定既存単独槽に対する措置が新たに定められ、同法附則第11条の規定に基づき、都道府県等は、そのまま放置すれば生活環境の保全や公衆衛生上重大な支障が生じるおそれのある単独槽を特定既存単独槽と判定し、当該特定既存単独槽の浄化槽管理者に対し、除却等の措置に係る助言又は指導、勧告、命令ができることとされた。しかしながら、都道府県等における特定既存単独槽の判定・措置の実施は、令和2年度は鹿児島県のみ、3年度は鹿児島県ほか3都道府県等にとどまるなど、当該制度が十分に活用されていない状況がうかがわれる（表3）。

表3 都道府県等における特定既存単独槽の判定・措置の実施状況

（単位：件）

年度	特定既存単独槽の判定・措置の実施状況				
	都道府県等名	判定	措置		
			助言・指導	勧告	命令
令和2年度		211	211	0	0
	鹿児島県	211	211	0	0
令和3年度		270	252	0	0
	山梨県	3	0	0	0
	長野県	1	6	0	0
	鹿児島県	246	246	0	0
	鹿児島市	20	0	0	0

（注） 「浄化槽の指導普及に関する調査結果」（環境省）及び当省の調査結果に基づき作成した。

一方で、上述のとおり、11条検査の結果、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態で不適正と判定された単独槽は年々増加傾向にあり、都道府県等では、「浄化槽の指導普及に関する調査結果」において、このような単独槽の件数を毎年度取りまとめ、環境省に報告していることから、これらの傾向を認識していると考えられ、また、環境省では、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にある単独槽は、基本的に特定既存単独槽に判定され得るとしている。

このような状況を踏まえ、本調査では、都道府県等における i) 11条検査受検単独槽（項目 2）、ii) 11条検査未受検単独槽及び iii) 浄化槽台帳未掲載単独槽（項目 3）から、本来であれば特定既存単独槽として判定・措置されるような状態にある事例を個別に抽出し、判定・措置に至らない理由を把握・整理し、判定・措置を進める上での課題やその対応策を検討することとした。

また、上記の浄化槽法一部改正により新たに定められた浄化槽台帳（項目 4）についても、その整備・活用状況を把握・整理し、浄化槽管理者に対する指導を進める上での課題やその対応策について検討することとした。

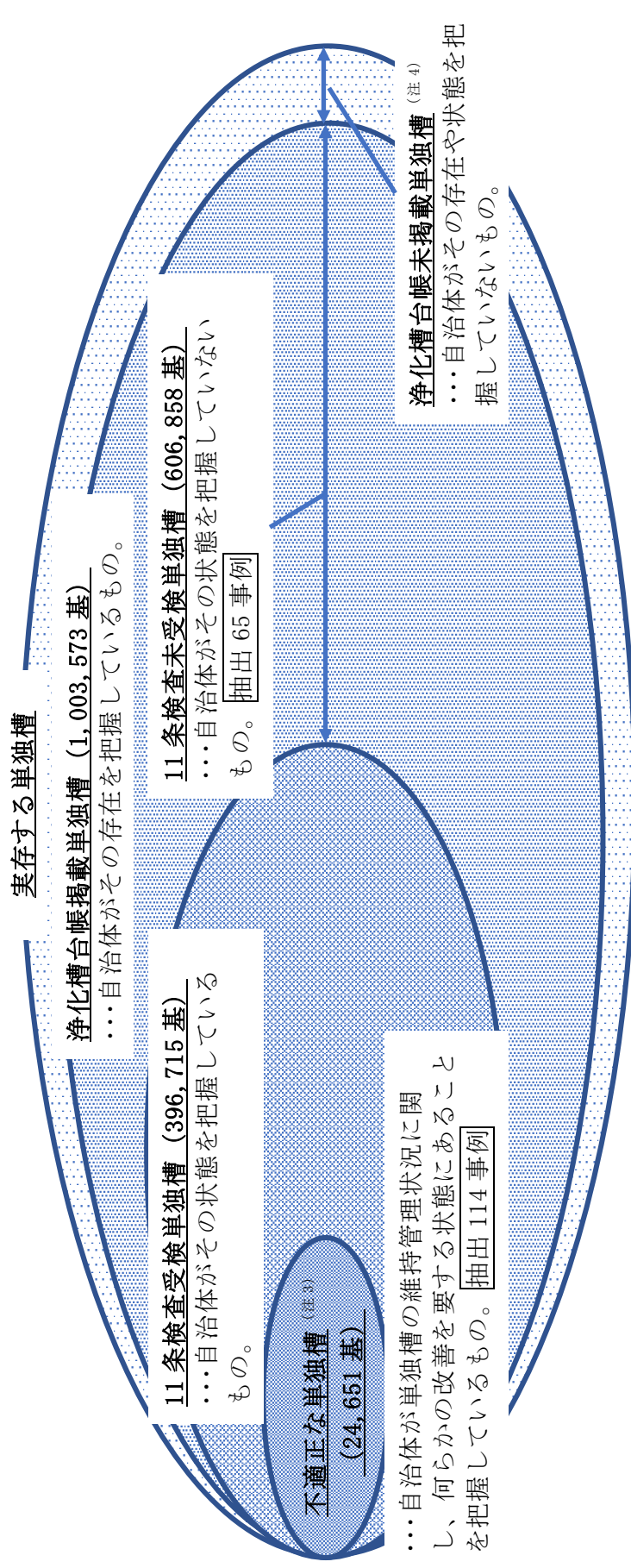
イ 調査対象とした単独槽の全体像

我が国に実存する単独槽については、i) 都道府県等が浄化槽台帳によりその存在を把握し、かつ、11条検査の受検によりその状態を把握しているもの（11条検査受検単独槽）、ii) 都道府県等が浄化槽台帳によりその存在を把握しているが、11条検査が未受検であり、その状態を把握していないもの（11条検査未受検単独槽）、iii) 浄化槽台帳に掲載されておらず、都道府県等がその存在や状態を把握していないもの（浄化槽台帳未掲載単独槽）に区分される。

特定既存単独槽は、i) のみならず、ii) や iii) にも相当数が含まれることも推察される。このため、本調査では、調査対象とした 12 都道府県、22 市町村（以下都道府県、市町村を「自治体」という。）⁵における単独槽について、i)、ii) 及び iii) の基数を整理した上で、それぞれから特定既存単独槽に該当する可能性のある浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にある事例を抽出し、上記アの視点を踏まえながら、どのようにすれば特定既存単独槽の判定・措置が進むのか整理・分析を行うこととした（図 5 及び表 4）。

⁵ 調査対象とした都道府県は、令和 2 年度における 11 条検査の結果、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態で不適正とされた単独槽が多いことや、特定の地域に偏りが生じないことを考慮した上で 12 か所選定した。また、調査対象とした市町村は、調査対象とした都道府県に存する市町村から、令和 2 年度における 11 条検査の結果、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態で不適正とされた単独槽が多いことを考慮し、保健所設置市と都道府県の事務及び権限を移譲された市町村を合わせて 1 都道府県当たり最大 3 か所選定した。

図5 調査対象とした34自治体（12都道府県、22市町村）における単独槽の状況（令和3年度）



(注) 1 当省の調査結果による。
 2 円の大小は単独槽基数の多寡を正確に表すものではない。
 3 不適正な単独槽とは、11条検査の結果、浄化槽の設置及び維持管理に関して「不適正」と判定された単独槽である。
 4 浄化槽台帳未掲載単独槽とは、当該自治体の浄化槽台帳に掲載されていない単独槽である。当省が調査対象とした34自治体では、当該自治体の浄化槽台帳に掲載されておらず、令和元年度から3年度（一部4年度を含む。）までの間に新たに把握された単独槽が1,962基みられた。また、調査対象とした12都道府県及び調査対象とした市町村の存する2都道府県の合計14都道府県の区域内から、事業対象区域が広いことや、保守点検・清掃の浄化槽基数が多いことなどを考慮し1者ずつ選定した14保守点検・清掃業者では、都道府県等の浄化槽台帳に掲載されておらず、令和元年度から3年度までの間に新たに把握された単独槽が4基みられた。このうち1基は、調査対象とした34自治体で把握された1,962基と重複しており、残りの3基は調査対象とした34自治体以外の都道府県等の区域内に存在する単独槽であった。当省では、これら1,965基のうち34事例を抽出して調査を行った。

表4 調査対象とした34自治体における単独槽の内訳（令和3年度）

（単位：基）

自治体	浄化槽台帳 掲載単独槽	11条検査受 検単独槽		11条検査未 受検単独槽	浄化槽台帳 未掲載単独 槽
			不適正な単独槽		
1	3,646	2,786	145	860	20
2	180	102	5	78	0
3	268	232	8	36	1
4	28,472	19,255	674	9,217	16
5	3,392	1,429	38	1,963	2
6	126,208	93,335	1,854	32,873	642
7	15,399	9,548	108	5,851	70
8	20,357	17,287	392	3,070	25
9	77,719	17,661	1,914	60,058	59
10	8,315	1,931	315	6,384	0
11	246,991	13,105	1,416	233,886	不明
12	16,166	1,008	240	15,158	0
13	8,929	760	96	8,169	3
14	70,674	67,249	3,627	3,425	0
15	13,522	11,952	941	1,570	16
16	49,000	3,007	255	45,993	7
17	10,789	35	1	10,754	10
18	5,320	503	16	4,817	0
19	31,995	5,037	113	26,958	不明
20	3,707	739	20	2,968	2
21	4,474	3,199	387	1,275	5
22	14,396	7,775	1,034	6,621	415
23	30,469	18,102	656	12,367	10
24	982	715	70	267	7
25	83,794	45,270	7,852	38,524	573
26	14,336	9,956	667	4,380	不明
27	21,761	3,297	102	18,464	不明
28	349	225	35	124	1
29	149	127	22	22	0
30	34,450	15,920	373	18,530	4
31	212	74	2	138	5
32	4,152	1,630	44	2,522	5
33	43,707	21,965	1,199	21,742	64
34	9,293	1,499	30	7,794	0
計	1,003,573	396,715	24,651	606,858	1,962

（注）1 当省の調査結果に基づき作成した。

2 浄化槽台帳未掲載単独槽とは、当該自治体の浄化槽台帳に掲載されていない単独槽である。当省が調査対象とした34自治体では、当該自治体の浄化槽台帳に掲載されておらず、令和元年度から3年度（一部4年度を含む。）までの間に新たに把握された単独槽が1,962基みられた（再掲）。

3 浄化槽台帳未掲載単独槽が多い自治体（No.6、22、25）は、その理由について、①廃止扱いとなっている単独槽の使用が確認されたため、②指定検査機関による11条検査において、建物敷地内に設置届が行われていない単独槽が発見されたため、③浄化槽台帳の情報と保守点検業者が保有する情報の突合で単独槽が発見されたため、などを挙げている。

2 11 条検査受検単独槽に対する取組状況

【制度の概要等】

浄化槽管理者は、浄化槽の管理の一環として、浄化槽法第 8 条の規定に基づく保守点検及び同法第 9 条の規定に基づく清掃⁶の実施並びに同法第 11 条第 1 項の規定に基づく定期検査（11 条検査）の受検が義務付けられている。

このうち 11 条検査については、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、その機能が正常に維持されているか否かの確認を目的として、毎年 1 回、指定検査機関が行う水質に関する検査⁷を受検するものであり、同機関は、浄化槽法第 11 条第 2 項の規定に基づき、毎月末までに、その前月中に実施した検査の結果⁸を都道府県等に報告しなければならないとされている。

都道府県等は、この 11 条検査の結果等を踏まえ、浄化槽法附則第 11 条の規定に基づき、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生じるおそれのある状態にあると認められる単独槽を特定既存単独槽と判定することとされている。

都道府県等は、特定既存単独槽の浄化槽管理者が、助言や指導等により求められた除却等の措置を講じなかった場合、最終的には、除却等の措置の命令といった強い公権力の行使が可能となっている（表 5）。

表 5 特定既存単独槽の浄化槽管理者に対する措置

措置の概要
都道府県等は、特定既存単独槽の浄化槽管理者に対し、 i) 当該特定既存単独槽に関し、 <u>除却等必要な措置をとるよう助言又は指導することができる。</u> ii) なお、当該特定既存単独槽の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、 <u>除却等必要な措置をとることを勧告することができる。</u> iii) 勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、 <u>その勧告に係る措置を命ずることができる。</u> iv) 当該命令に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。

(注) 浄化槽法附則第 11 条に基づき当省が作成した。

このため、環境省が浄化槽法施行規則附則第 2 項の規定に基づき定めた「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」（令和 2 年 3 月 2 日付け環循適発第 2003027

⁶ 浄化槽の保守点検及び清掃は、原則毎年 1 回（ただし、環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）の実施が義務付けられている。

⁷ 指定検査機関が行う水質に関する検査の内容等については、「浄化槽法第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項」（平成 19 年環境省告示第 64 号）に定められており、検査の種類は、浄化槽の設置及び維持管理状況についての外観検査、浄化槽の放流水等についての水質検査、浄化槽の保守点検及び清掃の実施状況等についての書類検査とされている。

⁸ 指定検査機関から都道府県等に対する 11 条検査結果の報告事項として、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号。以下「浄化槽法施行規則」という。）第 4 条の 2 第 2 項及び第 9 条の 2 の規定において、i) 11 条検査の実施年月日、ii) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所、iii) 浄化槽の設置場所、iv) 保守点検及び清掃を行った者の氏名又は名称、v) 11 条検査の結果（浄化槽の機能に障害が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合、その原因を含む。）等が定められている。

号環境大臣決定。以下「指針」という。)において、都道府県等はこれらの措置については、強い公権力の行使を伴う行為が含まれることから、その措置に係る手続についての透明性及び適正性の確保が求められるとしている。

指針においては、特定既存単独槽の判定の参考となる考え方及び特定既存単独槽に対する措置に係る手続について、参考となる一般的な考え方を示している。環境省は、これを踏まえ、都道府県等においては、地域の実情を反映しつつ、適宜固有の判定基準を定めること等により特定既存単独槽に対応することが適当であるとしている。

指針で示されている特定既存単独槽の判定・措置の参考となる考え方において、特定既存単独槽を判定する際は、「1. 重要項目」又は「2. その他の項目」に掲げる状態（将来そのような状態になることが予見される場合も含む。）に該当、かつ、「3. 周辺環境への影響」に該当するか否かにより判定することとされている（表6）。

表6 特定既存単独槽の判定の参考となる考え方

No.	区分	項目	参考となる主な事項
1	重要項目	浄化槽本体	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽本体に著しい破損又は劣化箇所がある。 隔壁等の内部設備に影響を及ぼす程度の変形がある。 漏水している（槽内水位が所定位置より大幅に低下）。
		水平の狂い	<ul style="list-style-type: none"> 水平の狂いや浮上又は沈下により、不均等な攪拌<small>かくはん</small>や短絡水流が形成されている。
2	その他の項目	ばっ気装置	<ul style="list-style-type: none"> 適切な水流が確保されていない。
		消毒装置	<ul style="list-style-type: none"> 消毒設備が破損、脱落又は欠落している。 薬剤筒が適正に固定されていない。
		流入管渠 <small>かんきよ</small> 、 放流管渠 <small>かんきよ</small>	<ul style="list-style-type: none"> 定常的に勾配不良や閉塞等による滞留や逆流がある。 放流先等からの逆流がある。 著しい破損又は漏水がある。
3	周辺環境への影響	悪臭等の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽設置場所周辺において著しい悪臭、害虫、騒音の発生がある。
		放流水の水質	<ul style="list-style-type: none"> 放流水の透視度が4度（4cm）未満である。
		放流水質等の規制	<ul style="list-style-type: none"> 条例により単独槽に対する規制や生活排水の排出に対する規制等がある。
4	参考となる情報	過去の補修等の実績	<ul style="list-style-type: none"> 以前に本体又は内部設備（2. その他の項目に係る附帯設備を含む。）で補修や部品の交換を行った実績がある。
		浄化槽の構造基準	<ul style="list-style-type: none"> 旧構造基準に基づいて設置された単独槽（昭和44年以前に設置された単独槽を含む。）である。

(注) 指針に基づき当省が作成した。

また、特定既存単独槽に対する措置については、表7のとおり、表6で確認された単独槽の外形的状况や性能状况に応じて、将来的な悪化の可能性も念頭に総合的に評価を行い、措置の内容について、除却を行うか、補修や附帯設備の交換を行うかを判定することとされている。

表7 特定既存単独槽に対する措置の参考となる考え方

No.	措置内容	ケース
1	除却	① 「1. 重要項目」に一つでも該当、かつ、「3. 周辺環境への影響」に一つでも該当 ② 「2. その他の項目」に複数該当、かつ、「3. 周辺環境への影響」に一つでも該当、かつ、「4. 参考となる情報」に一つでも該当
2	補修や附帯設備の交換	・ 特定既存単独槽に該当するが「除却」の措置に該当しないもの

(注) 指針に基づき当省が作成した。

指針では、特定既存単独槽の把握には、指定検査機関による11条検査の結果が最も重要であるとされている。都道府県等は、11条検査を受検している単独槽については、その結果の報告により、特定既存単独槽の対象となり得る単独槽を把握した上で、浄化槽法第53条第2項の規定に基づき、浄化槽管理者への立入検査を行い、上記の判定の考え方に照らして、特定既存単独槽の判定を行うこととなる。

【調査結果】

調査対象とした34自治体において、令和3年度における11条検査の結果、浄化槽の設置及び維持管理に関し、不適正と判定された単独槽(24,651基)から、特定既存単独槽と判定し得る可能性が高いと考えられる単独槽114事例⁹(2か年以上にわたって、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にあるもの)を抽出し、これらを特定既存単独槽に判定していない主な理由を把握・整理した(表8)。

表8 抽出114事例について特定既存単独槽に判定していない主な理由

No.	理由	件数
1	特定既存単独槽を判定するノウハウがない	18自治体・61事例
2	特定既存単独槽の判定基準やマニュアル等が未作成	16自治体・60事例
3	周辺環境への影響が生じていない	13自治体・47事例
4	人員不足	12自治体・35事例
5	浄化槽管理者に自主的な改善の意思がある	8自治体・16事例

(注) 1 当省の調査結果による。

2 一つの事例が複数の理由に該当する場合がある。

⁹ 調査対象とした34自治体から、令和元年度から3年度までの間で、2か年以上にわたって、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にある単独槽を1自治体当たり最大8事例抽出した。

上記の表 8 で把握・整理した理由を基に、判定を進める上での課題やその対応策を検討した結果は次のとおりである。

ア 「周辺環境への影響」が生じていないことから判定していないもの（13 自治体 47 事例）

(ア) 浄化槽本体が漏水している状態にある単独槽

抽出事例の中には、指針で示されている判定の参考となる考え方の一つである「重要項目」に該当する、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にありながら、もう一つの考え方である「周辺環境への影響」が生じていないことから特定既存単独槽に判定していないものが 47 事例（41.2%）みられた。

47 事例の中には、浄化槽本体が漏水している状態が続いており、浄化槽内の汚水がそのまま周辺に流れ出ていることから、この状態自体をもって地下水等の周辺環境に悪影響を及ぼしているおそれがあるものがみられた（表 9）。

表 9 浄化槽本体が漏水している状態が続いており、地下水等の周辺環境に悪影響を及ぼしているおそれがある事例

No.	事例の概要
1	<p>本単独槽は、地域防災計画において指定避難所として指定された施設に設置されたもの（70 人槽¹⁰）である。</p> <p>令和元年度の 11 条検査以降、漏水している状態が続いており、3 年度に、県は浄化槽管理者である町に対し、浄化槽法第 12 条第 1 項の規定に基づく助言・指導¹¹を行ったが、町の予算措置の問題もあり改善はなされなかった。</p> <p>県は、現時点で悪臭等の周辺環境への影響は確認されていないことから特定既存単独槽に判定していないとしているが、5 年 2 月の時点でも漏水している状態は続いている。</p>
2	<p>本単独槽は、宿泊施設に設置されたもの（80 人槽）である。</p> <p>令和元年度の 11 条検査以降、漏水している状態が続いており、県が浄化槽管理者に対し、浄化槽法第 12 条第 1 項の規定に基づく助言・指導を行ったところ、浄化槽管理者において、できる限りの修繕が実施された。しかしながら、浄化槽管理者が修繕を依頼した複数事業者の説明によると、完全な修繕は困難な状況とのことであった。</p> <p>県は、現時点で周辺住民から本単独槽に係る苦情等を受けていないことや、周辺環境に著しい支障が生じている状況にはないことから特定既存単独槽に判定していないとしているが、5 年 2 月の時点でも漏水している状態は続いている。</p>
3	<p>本単独槽は、郵便局に設置されたもの（21 人槽）である。</p>

¹⁰ 人槽とは浄化槽の大きさを表す単位であり、設置する住宅の面積等によって算定される。

¹¹ 都道府県等は、浄化槽法第 12 条第 1 項の規定により、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、浄化槽の保守点検又は清掃について必要な助言・指導をすることができる。

	<p>令和元年度の 11 条検査以降、漏水している状態が続いており、浄化槽管理者により、4 年度に修繕が行われたが、漏水している状態は改善されていない状況である。</p> <p>町は、周囲に井戸水が通っておらず周辺環境への悪影響が見込まれないことや、現時点で住民からの苦情もないこと等から、特定既存単独槽に判定していないとしているが、5 年 2 月の時点でも漏水している状態は続いている。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 浄化槽本体が破損又は変形している状態にある単独槽

47 事例の中には、浄化槽本体が破損又は変形している状態が続いているが、当該浄化槽に関する苦情がないこと等から判定に至っていないものがみられた(表 10)。この中には、浄化槽本体の破損について、その箇所によっては漏水が発生するものではないことから、周辺環境への影響の有無を併せて確認することが必要ではないかという意見が聴かれた。

表 10 浄化槽本体が破損又は変形している状態が続いているが、当該浄化槽に関する苦情がないこと等から判定に至っていない事例

No.	事例の概要
1	<p>本単独槽は、工場に設置されたもの（7 人槽）である。</p> <p>令和元年度の 11 条検査以降、破損・変形している状態が続いているが、市で助言・指導は行っていない。</p> <p>市では、11 条検査の結果、指針の重要項目に該当する浄化槽本体の破損がみられたとしても、浄化槽内の水位より上部で破損している場合は、排水に影響していない事例があるとしている。そのため、浄化槽本体の破損については、周辺環境への影響の有無を併せて確認することが必要であり、指針の重要項目に該当する不適正な事項であったとしても、当該浄化槽がよほどひどい状態にあるとは必ずしも言えないのではないかとしている。</p>
2	<p>本単独槽は、地域防災計画において指定避難所として指定された集会場に設置されたもの（100 人槽）である。</p> <p>令和元年度の 11 条検査以降、破損している状態が続いており、4 年度には、指定検査機関から特定既存単独槽の可能性があると報告を受けたことを踏まえ、県は、保守点検・清掃業者を通じて、浄化槽管理者に対して合併槽への転換を含めた改善を促した。しかしながら、本単独槽に関する苦情はないことから、県では直接の指導は行っておらず、保守点検・清掃業者を通じた指導の結果も把握していない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) 指針に対する意見等

調査対象とした 34 自治体に対し、指針に関する意見等を聴取したところ、i) 自治体や指定検査機関では、指針で示されている判定の考え方に則して特定既存単独槽を判定できるだけの知見が十分になく、個人の所有物である浄化槽について、

特定既存単独槽の判定といった強い公権力を行使するに足る根拠を提示することができない、ii) 抽象的な判定基準の定量化や具体的な数値等を記載してほしい、iii) 周辺環境への影響度を確認する場合は、具体的にどのように確認することが適切なのか分からないなど、各判定項目に定量的な基準を設けることに関する意見等が聴かれた（表 11）。

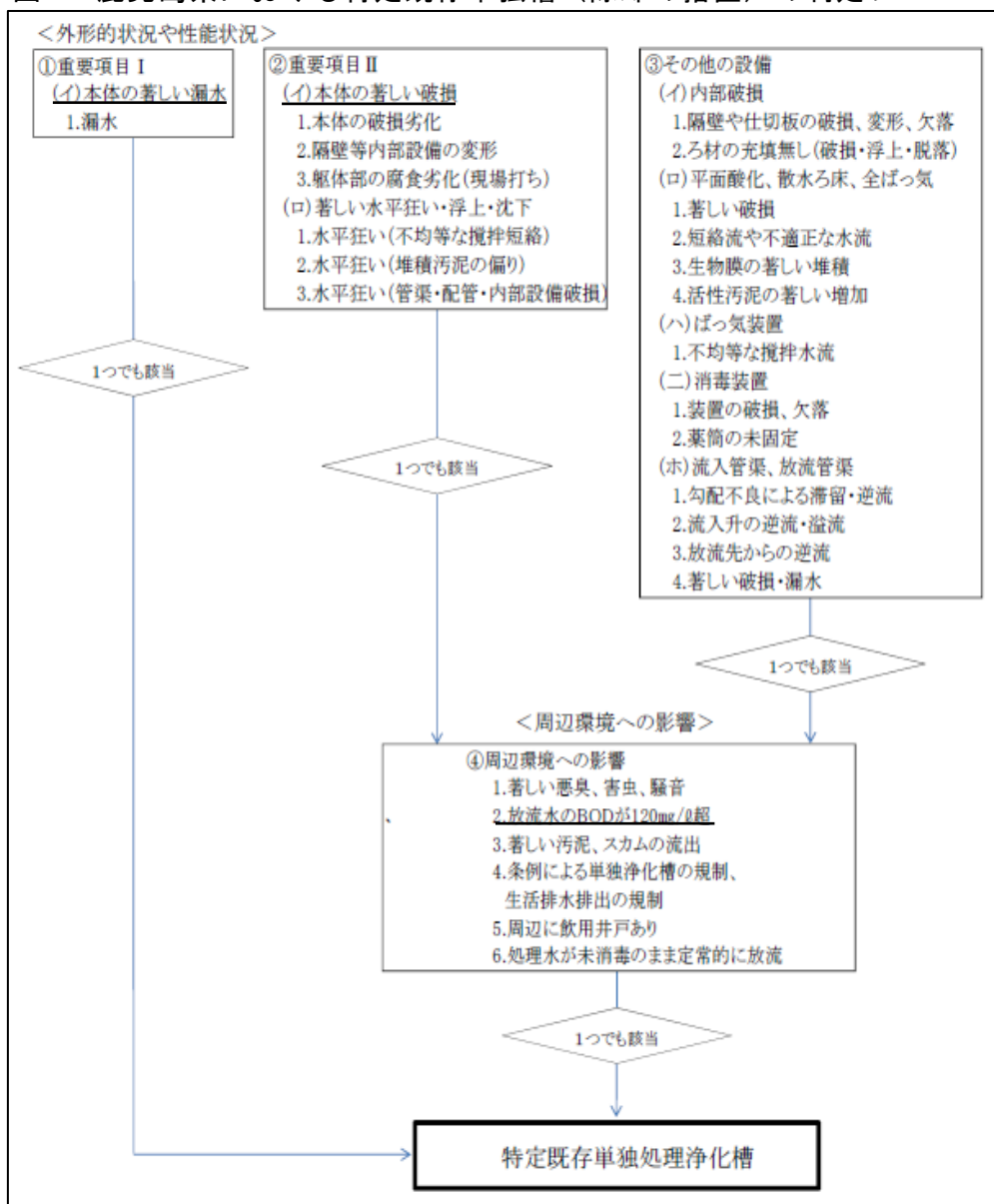
表 11 指針で示されている判定の考え方に対する自治体の意見等

No.	意見等の概要
1	市や指定検査機関は、そのまま放置されれば生活環境や公衆衛生上重大な支障が生じるおそれのある状態にあると認められるかどうか、指針を基に判定できるだけの知見が十分になく、個人の所有物である浄化槽について、特定既存単独槽の判定といった強い公権力を行使するに足る根拠を提示できない。
2	特定既存単独槽の判定を迅速に進めていく上では、「浄化槽本体の著しい破損又は劣化箇所」、「槽内水位が所定位置より大幅に低下」といった抽象的な判定基準を定量的にするなど、国が判定の考え方を整備することが必要ではないか。
3	周辺環境への影響度を確認する場合は、具体的にどのように確認することが適切なのか分からない上、確認には専門的知識が必要となることが予想される。
4	判定の考え方の「浄化槽本体の著しい破損又は変形」の「著しい」は浄化槽の機能を果たしていないレベルだと理解しているが、担当者は数年で交替する場合もあり、かつ、専門的な知見も求められることから、具体的な数値等を記載してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

一方で、上記の表 3 のとおり、令和 2・3 年度に特定既存単独槽の判定・措置実績がある鹿児島県における特定既存単独槽（除却の措置）の判定フローをみると、浄化槽本体に著しい漏水が発生しているものは、この一点をもって特定既存単独槽に判定することとしており、漏水が生じていれば、この状態自体をもって地下水等の周辺環境に悪影響を及ぼしていると判断しているとしていた。また、浄化槽本体に著しい破損がみられるものは、併せて周辺環境への影響を確認することとしており、周辺環境への影響の判定基準として、放流水の水質（BOD 汚濁負荷量）の基準値を設定するなど、指針にはない定量的な基準を独自に設けていた（図 6）。

図6 鹿児島県における特定既存単独槽（除却の措置）の判定フロー



(注) 1 公益財団法人鹿児島県環境保全協会（鹿児島県知事指定検査機関）のホームページから引用した。

2 下線は当省が付した。

イ 特定既存単独槽の判定基準やマニュアル等が未作成であることから判定していないもの（16自治体 60事例）

抽出事例の中には、各自治体において判定基準やマニュアル等を作成していないことから特定既存単独槽に判定していないものが60事例（52.6%）みられた。

判定基準やマニュアル等が未作成であることから判定していない16自治体の中には、その理由について、指針で示されている判定の考え方が職員の知識や経験に頼る表現になっているものが多いことから、作成が難しいなどとする自治体がみられた。

一方で、調査対象とした34自治体のうち2自治体では、指針で示されている判定の考え方をういて、特定既存単独槽の指導に関するマニュアルや事務手順を作成して

いたが、いずれの自治体もマニュアル等作成後の令和 2・3 年度に特定既存単独槽の判定・措置を行った実績はなかった（表 12）。

表 12 自治体において特定既存単独槽に関するマニュアルや事務手順を作成している例

No.	事例の概要
1	<p>県では、令和 2 年 4 月に、特定既存単独槽に関する指導マニュアルを作成しており、特定既存単独槽と判定するための根拠となる情報のチェック項目や判定基準を定めている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><判定基準></p> <p>■ケース 1： 「①重要項目」に一つでも該当、かつ、「③周辺環境への影響」の一つでも該当する。 ⇒「特定既存単独槽」に該当する。 「除却」を念頭に指導する。</p> <p>■ケース 2： 「②その他の項目」に複数該当、かつ、「③周辺環境への影響」の一つでも該当、かつ、「④参考となる情報」の一つでも該当する。 ⇒「特定既存単独槽」に該当する。 「除却」を念頭に指導する。</p> <p>■ケース 3： 「①重要項目」の一つでも該当、又は「その他の項目」に複数該当し、ケース 1、2 に該当しない¹²。 ⇒「特定既存単独槽」に該当する。 「補修」や「附帯設備の交換」を指導し、対応できない場合は、「除却」も視野に指導する。</p> </div> <p>(注) 県における重要項目、その他の項目、周辺環境への影響及び参考となる情報は、指針で示されている判定の参考となる事項と同等である。</p>

¹² 当該県に、判定基準の運用を確認したところ、ケース 3 に該当する場合（浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態）であったとしても、周辺環境への影響の有無も併せて確認する運用としており、現に苦情等がない場合は、特定既存単独槽には判定していないとしていた。

2	<p>市では、令和2年9月に、特定既存単独槽の指導等に係る事務手順を作成しており、特定既存単独槽の判定・措置のフローチャートに判定と措置の考え方を定めている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以下①～③のいずれかに該当する。</p> <p>① 重要項目及び周辺環境への影響にそれぞれ該当</p> <p>② その他の項目に複数該当し、周辺環境への影響及び参考となる情報にそれぞれ該当し補修等不可</p> <p>③ 重要項目等に該当し補修等不可</p> <p>⇒ YES 特定既存単独槽に該当 指導方針：除却</p> <p>⇒ NO 特定既存単独槽に該当 指導方針：補修や附帯設備の交換</p> </div> <p>(注) 1 市における重要項目、その他の項目、周辺環境への影響及び参考となる情報は、指針で示されている判定の参考となる事項と同等である。 2 「重要項目等に該当」とは、「重要項目又はその他の項目に該当し、周辺環境への影響に該当」する場合である。</p>
---	--

(注) 当省の調査結果による。

このため、自治体における特定既存単独槽の判定基準やマニュアル等が、指針と同じ判定の考え方をを用いて作成された場合、上述の2ア(ア)のとおり、浄化槽本体が漏水している状態にあったとしても、特定既存単独槽に判定されず、地下水等の周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

ウ 特定既存単独槽を判定するノウハウがないとしているもの(18自治体61事例)

抽出事例の中には、特定既存単独槽の判定には、自治体職員だけでは専門的知識がなく判断が難しいとしているものが61事例(53.5%)みられた。

指針では、特定既存単独槽の判定を行うためには専門的知識が必要であるとされており、都道府県等の職員が特定既存単独槽の判定のために浄化槽管理者への立入検査を行う際は、指定検査機関の検査員と同行することが望ましいとされているほか、上述のとおり、特定既存単独槽の把握には、指定検査機関による11条検査の結果が最も重要であるとされている。

指定検査機関の11条検査の結果の活用方法について、18自治体の中には、i) 指定検査機関が11条検査の結果を都道府県等に報告するための文書(以下「11条検査結果報告書」という。)に、特定既存単独槽に該当するおそれの有無等を明記することが望ましいとしている意見や、ii) 指定検査機関の11条検査結果報告書に特定既存単独槽に該当するおそれの有無を明記する欄を設けている事例がみられた(表13、14)。上述のとおり、令和2・3年度に特定既存単独槽の判定・措置実績がある鹿児島県においても、特定既存単独槽に該当するおそれがあるものについては、11条検査結果報告書に、その旨及びその判定理由を付記した資料を添付して報告することとされていた(図7)。

表 13 11 条検査結果報告書に特定既存単独槽に該当するおそれの有無等を明記することが望ましいとしている意見

No.	意見の概要
1	既に老朽化した単独槽については、漏水している状態をもって特定既存単独槽と判定し得る可能性があるが、自治体職員だけでは判断が難しい。このため、11 条検査結果報告書の中で、「特定既存単独槽に該当するおそれがある」など明示的な記載が必要と考える。11 条検査結果報告書の情報を基に判定が可能となれば、専門知識や業務量の観点からも、特定既存単独槽の判定が現実的になるのではないかと考える。
2	現在、特定既存単独槽の判定に係る検討をするまでに至っていない状況にあるが、実際に判定を行う際には、特定既存単独槽に該当するおそれがある単独槽について、11 条検査結果報告書にその旨を明記することが望ましいと考えられる。
3	指定検査機関から送付される 11 条検査結果報告書のみでは、水位の低下の程度や汚水が外部に漏れているかなどの詳しい実態が把握できず、個別の単独槽に対する改善の緊急性や切迫性等の判断が難しい。このため、特定既存単独槽の判定を検討するに当たっては、県や保健所が、11 条検査結果報告書において単独槽の状態等を把握できるよう、指定検査機関とも協議の上、記載方法等を見直していく必要がある。

(注) 当省の調査結果による。

表 14 11 条検査結果報告書に特定既存単独槽に該当するおそれの有無を明記する欄を設けている例

事例の概要
令和 3 年 3 月頃から、11 条検査結果報告書の様式変更に伴い、「特定既存単独槽の可能性欄」を設け、特定既存単独槽に該当するおそれのあるものを把握するようにしている。

(注) 当省の調査結果による。

図7 鹿児島県における11条検査の結果の報告様式

様式第11号（要領第4条関係）

年 月 日

殿

報告者（指定検査機関名） 印

改善を要する浄化槽に関する報告

年 月に実施した法定検査の結果、下記のとおり、改善を要するものと認められる浄化槽を報告します。

記

浄化槽管理者名	設置場所	要改善事項	指導対象者	備考

*1 要改善事項欄には、改善を要する事項を記載すること。

*2 指導対象者欄には、当該浄化槽の要改善事項を改善するために、指導等を行うべき者を記載すること。

*3 備考欄には、要領第4条第3項各号のいずれに該当するかが分かるよう、「Ⅲ、Ⅱ、Ⅰ」のいずれかを記載すること。

Ⅲ：生活環境に著しい支障を及ぼし、緊急度及び重要度が高いと判定した浄化槽（行政対応レベルⅢ）

Ⅱ：明らかな法令違反が認められるなど、重要度が高いと判定した浄化槽（行政対応レベルⅡ）

Ⅰ：浄化槽管理者又は保守点検業者へ情報提供を行ったが、改善が認められず早急に改善を要する浄化槽（行政対応レベルⅠ）

*4 要領第4条第3項第1号又は第2号に該当する浄化槽については、当該浄化槽毎に別添書類を添付（特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれがある場合はその旨及びその判定理由を付記）して報告すること。

(注) 1 本図は、鹿児島県浄化槽指導監督要領（平成18年4月1日施行。令和2年3月18日改正）から抜粋した。

2 下線は当省が付した。

【所見】

したがって、環境省は、11条検査受検単独槽について、都道府県等における特定既存単独槽の的確な判定を推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 生活環境の保全等に重大な支障が生じるおそれのある単独槽が特定既存単独槽に的確に判定されるよう、次のとおり、指針で示されている判定の考え方を見直すこと。
 - i) 浄化槽本体が漏水している状態にある単独槽について、漏水している状態にあることをもって特定既存単独槽に判定すること。これに当たり、都道府県等又は指定検査機関が「浄化槽内の水位の低下」などについて測定可能な定量的な基準

を設けること。

- ii) 浄化槽本体が著しく破損又は変形している状態にある単独槽について、「周辺環境への影響」に関する項目を併用して特定既存単独槽に的確に判定すること。
これに当たり、都道府県等又は指定検査機関が「著しい破損又は変形の状態」や「放流水の水質」などについて測定可能な定量的な基準を設けること。
- ② 指定検査機関が作成する 11 条検査結果報告書には、特定既存単独槽に該当するおそれの有無を明記するなど、その結果が都道府県等における特定既存単独槽の判定に適切に活用されるための措置を講ずること。

3 11条検査未受検単独槽及び浄化槽台帳未掲載単独槽に対する取組状況

(1) 11条検査未受検単独槽に対する取組状況

【制度の概要等】

11条検査を受検している単独槽の割合は、都道府県によって差があり、全国平均では3割弱（27.8%（令和3年度））となっている（表15）。

表15 都道府県における単独槽の11条検査の受検率（令和3年度）

（単位：％）

都道府県名	受検率	都道府県名	受検率
北海道	62.7	滋賀県	29.2
青森県	27.1	京都府	23.0
岩手県	76.2	大阪府	4.5
宮城県	73.7	兵庫県	45.1
秋田県	36.6	奈良県	5.4
山形県	64.6	和歌山県	16.1
福島県	3.9	鳥取県	41.2
茨城県	23.6	島根県	59.4
栃木県	77.7	岡山県	84.3
群馬県	74.2	広島県	59.4
埼玉県	7.4	山口県	47.1
千葉県	2.9	徳島県	54.0
東京都	8.8	香川県	43.7
神奈川県	9.3	愛媛県	3.0
新潟県	67.6	高知県	37.2
富山県	22.1	福岡県	44.8
石川県	29.8	佐賀県	56.9
福井県	41.5	長崎県	76.2
山梨県	3.5	熊本県	47.0
長野県	31.4	大分県	10.1
岐阜県	93.9	宮崎県	40.5
静岡県	10.7	鹿児島県	50.1
愛知県	6.1	沖縄県	1.2
三重県	19.4	全国平均	27.8

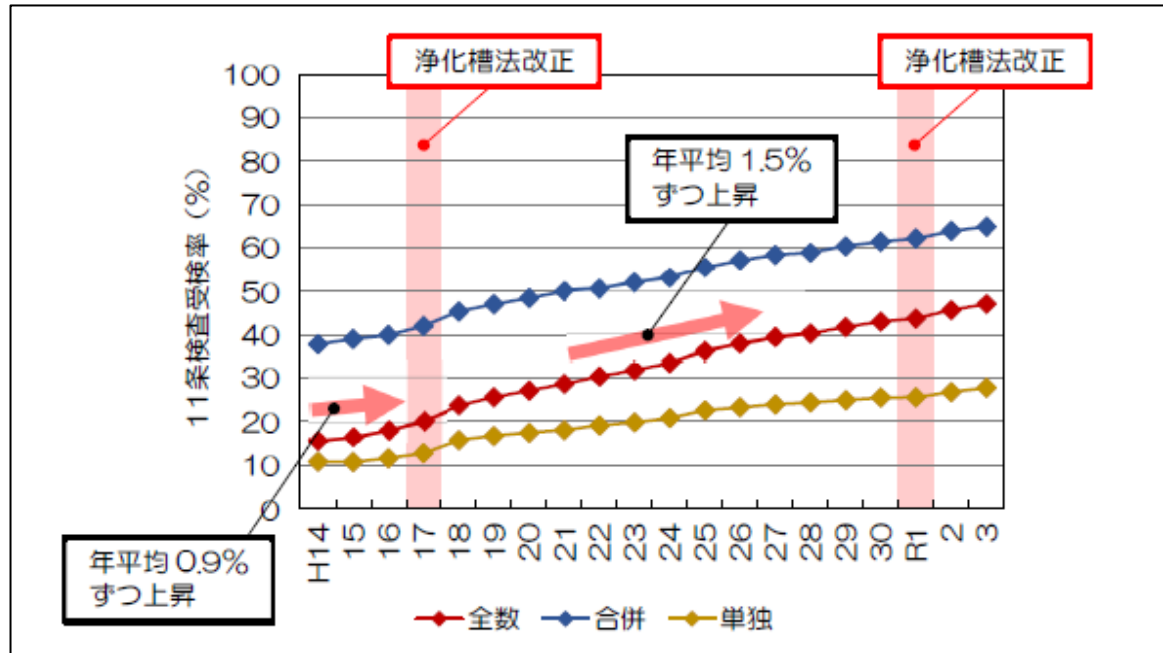
（注） 「令和4年度浄化槽の指導普及に関する調査結果」（令和5年3月環境省。以下「環境省調査結果」という。）に基づき当省が作成した。

都道府県等では、11条検査の受検率の向上に向けて、浄化槽法第12条の2の規定に基づき、11条検査を受検していない浄化槽管理者（以下「11条検査未受検者」という。）に対して、11条検査受検のための助言・指導、勧告、命令の措置（以下「受検指導」という。）を実施しており、環境省調査結果によると、令和3年度は、都道府県等において、浄化槽全体で約33万件の指導・助言、約250件の勧告が実施され

た。

全国の11条検査の受検率は、上記の受検指導に加え、平成17年5月の浄化槽法一部改正後、受検率向上のための各種取組¹³の効果もあり、浄化槽全体では、年平均1.5%ずつ上昇しているものの、単独槽の上昇率については、合併槽に比べて緩やかな傾向¹⁴がみられる(図8)。

図8 全国の11条検査の受検率の推移



(注) 「浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例集<第2版>」(令和5年3月環境省)から引用した。

また、指針では、単独槽が周辺環境に及ぼす悪影響の程度や危険等の切迫性が高い場合においてまで、浄化槽管理者自ら11条検査を受検するのを待つのは適切ではなく、このような場合、受検指導と並行して、都道府県等自ら浄化槽法第53条第2項の規定に基づく立入検査¹⁵を実施することで、特定既存単独槽の措置を迅速に講ずることが考えられるとしている。

これら11条検査未受検単独槽については、都道府県等において、その状態を把握していないことから、特定既存単独槽と判定され得るものが一定数存在することが推測される。

【調査結果】

上述のとおり、都道府県等では、11条検査未受検者に対して、限られた人員体制の

¹³ 都道府県等における受検率向上のための取組としては、戸別訪問や電話による受検勧奨、11条検査未受検者への文書送付、広告・宣伝(市町村広報誌、新聞・チラシ、テレビCM等)等がみられる。

¹⁴ 環境省によると、一般に、設置時期が古い単独槽の場合、その後の浄化槽管理者の変更などにより、11条検査受検の周知・案内等が届きにくい傾向にあるとしている。

¹⁵ 環境省調査結果によると、令和3年度は、都道府県等において、浄化槽管理者に対し、浄化槽全体で約1.2万件の立入検査が実施された。ただし、当該立入検査が特定既存単独槽の判定の目的で実施されたかどうかという点については集計されていない。

下、受検指導、立入検査、受検率向上のための各種取組など、これまで一定の対策を講じているところであるが、調査対象とした 34 自治体では、11 条検査未受検者が一定数みられている。

このような中、調査対象とした 34 自治体から、令和 3 年度における 11 条検査未受検単独槽のうち、特定既存単独槽と判定し得る可能性が高いと考えられる単独槽 65 事例¹⁶（過去の 11 条検査や立入検査の結果、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にあることが判明したもの）を抽出したところ、過去の 11 条検査や立入検査を受検後、11 条検査の受検がなく、1 年以上、単独槽の状態の把握に苦慮している状況がみられた（表 16、17）。

表 16 過去に 11 条検査を受検後、11 条検査の受検がなく、1 年以上、単独槽の状態が把握されていない例

No.	事例の概要
1	<p>本単独槽は、店舗に設置されたもの（10 人槽）である。</p> <p>令和元年度の 11 条検査の結果、漏水している状態にあることから、市は浄化槽管理者に対し、内規に基づき、改善措置報告書を送付したが、浄化槽管理者と連絡がつかず、漏水の改善について直接会話ができていない。</p> <p>翌年度以降、11 条検査の受検がないことから、単独槽の状態は把握できていない。</p>
2	<p>本単独槽は、飲食店に設置されたもの（70 人槽）である。</p> <p>平成 30 年度の 11 条検査の結果、漏水している状態にあることから、県は浄化槽管理者に対し、浄化槽法第 12 条第 1 項の規定に基づき、改善指導を行ったが、指導内容には対応してもらえなかった（未対応の理由は不明）。</p> <p>翌年度以降、11 条検査の受検がないことから、浄化槽法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき、受検指導を行ったものの、現時点でも受検には至っておらず、単独槽の状態は把握できていない。</p>
3	<p>本単独槽は、作業所に設置されたもの（40 人槽）である。</p> <p>平成 30 年度の 11 条検査の結果、漏水している状態にあることから、県は浄化槽管理者に対し、浄化槽法第 12 条第 1 項の規定に基づき、改善指導を行ったが、指導内容には対応してもらえなかった（未対応の理由は不明）。</p> <p>翌年度以降、11 条検査の受検がないことから、浄化槽法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき、受検指導を行ったものの、現時点でも受検には至っておらず、単独槽の状態は把握できていない。</p>
4	<p>本単独槽は、住宅に設置されたもの（5 人槽）である。</p> <p>平成 30 年度の 11 条検査の結果、漏水している状態にあることから、県は浄化槽管理者に対し、浄化槽法第 12 条第 1 項の規定に基づき、改善指導を行ったが、指導内容には対応してもらえなかった（未対応の理由は不明）。</p> <p>その後、現時点でも受検には至っておらず、単独槽の状態は把握できていない。</p>

¹⁶ 調査対象とした 34 自治体から、過去の 11 条検査や立入検査の結果、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にあることが判明した単独槽を 1 自治体当たり最大 5 事例抽出した。

5	<p>本単独槽は、事務所に設置されたもの（10人槽）である。</p> <p>平成30年度の11条検査の結果、漏水している状態にあることから、市は浄化槽管理者に対し、浄化槽法第12条第1項の規定に基づき、改善指導を行ったが、浄化槽管理者から連絡がなく、対応状況は不明である。</p> <p>翌年度以降、11条検査の受検がないことから、浄化槽法第12条の2第1項の規定に基づき、受検指導を行ったものの、現時点でも受検に至っておらず、単独槽の状態は把握できていない。</p>
---	--

(注) 当省の調査結果による。

表 17 過去に立入検査を受検後、11条検査の受検がなく、1年以上、単独槽の状態が把握されていない例

No.	事例の概要
1	<p>本単独槽は、住宅に設置されたもの（5人槽）である。</p> <p>県は、令和2年度に住民から寄せられた苦情を契機に立入検査を実施し、漏水している状態にあることを確認している。その際、11条検査の受検を要請したが、浄化槽管理者は受検に非協力的であり、単独槽の状態は把握できていない。</p>
2	<p>本単独槽は、学校関連施設に設置されたもの（21人槽）である。</p> <p>県は、令和元年度に住民から寄せられた苦情を契機に立入検査を実施し、漏水している状態にあることを確認している。その際、11条検査の受検を要請したが、浄化槽管理者は受検に非協力的であり、単独槽の状態は把握できていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(2) 浄化槽台帳未掲載単独槽の状況

【制度の概要等】

浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽法第5条第1項の規定に基づき、都道府県等に浄化槽の設置の届出を行うこととされている。

また、都道府県等は、浄化槽法第49条第1項の規定に基づき、当該都道府県等の区域に存する浄化槽ごとに、浄化槽の設置に関する事項、法定検査の実施状況、保守点検や清掃の実施状況等を記載した浄化槽台帳を作成することとされており、上記の設置の届出を基に浄化槽の設置年月日等の情報が記録されることとなる。

しかしながら、環境省によると、設置の届出が行われていない浄化槽（以下「無届浄化槽」という。）が、都道府県等では十分に把握できていない状況にあるとされている。特に、単独槽については、平成13年に新設が禁止されたものの、それ以前に設置された無届浄化槽が一定数各地に存在していると指摘されている。

これら無届浄化槽は、都道府県等が、その存在や状態を把握していないことから、その中には、特定既存単独槽と判定され得る単独槽が一定数存在することが推測される。

【調査結果】

調査対象とした34自治体では、当該自治体の浄化槽台帳に掲載されておらず、令

和元年度から3年度（一部4年度を含む。）までの間に新たに把握された単独槽が、上記の表4のとおり、1,962基みられた。また、調査対象とした14保守点検・清掃業者では、都道府県等の浄化槽台帳に掲載されておらず、令和元年度から3年度までの間に新たに把握された単独槽が4基みられた¹⁷（このうち1基は、上記の1,962基と重複している。）。これら1,965基のうち、特定既存単独槽と判定し得る可能性が高いと考えられる単独槽34事例¹⁸（過去の11条検査や保守点検・清掃の結果、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にあることが判明したもの）を抽出したところ、保守点検・清掃業者が把握した単独槽4事例で特定既存単独槽に該当するおそれがあることが確認されたが、いずれも保守点検・清掃業者から都道府県等に報告がなされていない。これらは、特定既存単独槽に判定されず、そのまま放置されれば、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがある（表18）。

表18 保守点検・清掃業者が把握した単独槽のうち、特定既存単独槽に該当するおそれがあるが、都道府県等に報告がなされていないものの例

No.	事例の概要
1	本単独槽は、住宅に設置されたもの（7人槽）である。 令和4年度に清掃等を請け負った事業者によって、破損や漏水している状態にあることが確認されたが、都道府県等への報告はなされていない。
2	本単独槽は、住宅に設置されたもの（7人槽）である。 令和2・3年度に清掃等を請け負った事業者によって、破損・変形している状態にあることが確認された。 当該事業者によると、本単独槽は特定既存単独槽に該当するおそれがあると考えられるとしているが、保健所等への報告はなされていない。
3	本単独槽は、店舗に設置されたもの（100人槽）である。 令和3年度に保守点検を請け負った事業者によって、破損や漏水している状態にあることが確認された。 当該事業者によると、本単独槽は、11条検査を行った場合は、不適正と判定される可能性が高いと考えられるとしているが、都道府県等への報告はなされていない。
4	本単独槽は、集会所に設置されたもの（60人槽）である。 令和3年度に保守点検を請け負った事業者によって、破損している状態にあることが確認されたが、当該事業者から都道府県等への報告はなされていない。

（注） 当省の調査結果による。

この4事例について、保守点検・清掃業者に対し、特定既存単独槽に該当するおそ

¹⁷ 当該4基のうち、調査対象とした34自治体以外の都道府県等の区域内に存在する単独槽は3基であった。

¹⁸ 調査対象とした34自治体、14指定検査機関及び14保守点検・清掃業者から、過去の11条検査や保守点検・清掃の結果、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にあることが判明した単独槽を1機関当たり最大5事例抽出した。

なお、14指定検査機関は、調査対象とした12都道府県及び調査対象とした市町村の存する2都道府県の合計14都道府県の区域内から1者ずつ選定した。

れがあるが、都道府県等に報告を行っていない理由等について確認したところ、都道府県等から要請がない段階では、浄化槽管理者に無断では報告し難いという声が聴かれた（表 19）。

表 19 特定既存単独槽に該当するおそれがある単独槽について、保守点検・清掃業者が都道府県等に報告を行っていない理由等

No.	理由等
1	保守点検・清掃業者から都道府県等への顧客データの提供について、都道府県等が個人情報に関する事項を整理した上で、正式な依頼を行うのであれば、データ等の提供には協力する。
2	特定既存単独槽に該当するおそれがある単独槽を発見した場合であっても、浄化槽管理者に無断では都道府県等に通報し難い。

（注） 当省の調査結果による。

また、調査対象とした 14 保守点検・清掃業者のうち 1 事業者は、単独槽の情報を都道府県等に提供する仕組みはないとしており、保守点検・清掃業者がその業務において特定既存単独槽に該当するおそれがある単独槽を発見したとしても、都道府県等では当該単独槽を把握できないのではないかとしている（表 20）。

表 20 単独槽の情報を都道府県等に提供する仕組みはないとしている保守点検・清掃業者の例

事例の概要
<p>当社では、これまで、単独槽の維持管理について、県や市町村と情報交換を行ったり、協力を求められたりしたことはない。</p> <p>当社の契約者（浄化槽管理者）の中には、以前から単独槽が使用されているものの、初めて清掃を依頼されたケースや、契約料の未払い等のため契約を解除したケースなどがみられ、これら単独槽の維持管理が適正に行われているか疑問がある。</p> <p>これら単独槽の維持管理を適正に行わせるためには、都道府県等、指定検査機関、保守点検・清掃業者が情報を共有し連携協力していくことが必要ではないか。</p>

（注） 当省の調査結果による。

(3) 都道府県等における保守点検・清掃業者からの浄化槽に係る情報収集の実施状況

【制度の概要等】

都道府県等は、浄化槽法第 53 条第 1 項の規定に基づき、この法律の施行に必要な限度において、保守点検・清掃業者に対し、その管理する浄化槽の保守点検若しくは清掃又は業務に関し報告させることができるとされている¹⁹。当該報告徴収制度を活用することで、都道府県等は、保守点検・清掃業者に対し、浄化槽に係る情報提供を求めることができる。

指針では、特定既存単独槽を把握するための根拠となる情報の一つとして、当該報

¹⁹ 現行制度の枠組みでは、保守点検・清掃業者に対し、都道府県等の求めによらず、定期的に浄化槽に係る情報の報告義務が課されているものではない。

告徴収制度を通じて保守点検・清掃業者から得た情報が例示されており、当該情報を基に、単独槽をスクリーニングした上で特定既存単独槽となり得るものを選定し、指定検査機関と連携して立入検査を行い、特定既存単独槽の判定を行うこととされている。また、保守点検・清掃業者から得た情報から、単独槽の放流水質が所定の性能を満たさないおそれがあるか、内部の様態からみて所定の性能を確保できないことが明らかかどうか、劣化が著しいかどうかに着目することとされている。

【調査結果】

ア 都道府県等における保守点検・清掃業者からの浄化槽の状態に係る情報収集の仕組み

11 条検査未受検単独槽及び浄化槽台帳未掲載単独槽については、上述のとおり、依然として 11 条検査の受検がないなど、都道府県等だけでは、その状態の把握が十分に進まない状況にある。そのような中、保守点検や清掃を定期的に行なえば、浄化槽の機能が低下し、故障につながる可能性があることから、11 条検査を受検していない浄化槽管理者であっても、少なくとも保守点検や清掃は実施していることが考えられる²⁰。上述のとおり、現に、保守点検・清掃業者が特定既存単独槽に該当するおそれがある単独槽を把握したケースがあることを踏まえると、都道府県等では、報告徴収制度を活用して保守点検・清掃業者から提供を受けた浄化槽の状態に係る情報を端緒とすることで、特定既存単独槽と判定され得る単独槽の把握が、より容易になると考えられる。

このため、調査対象とした 34 自治体における保守点検・清掃業者からの浄化槽の状態に係る情報収集の仕組みを確認したところ、特定既存単独槽として判定され得る単独槽を把握する端緒となる情報（浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にあるかどうかといった浄化槽の状態に係る情報）を収集している自治体は、保守点検業者については 3 自治体（8.8%）、清掃業者については 1 自治体（2.9%）と極めて低調である状況がみられた。

情報収集を実施している自治体では、表 21 のとおり、浄化槽ごとに漏水等の異常の有無等の報告を受けていたが、i) 浄化槽の型式の記載はあるが、単独槽か合併槽かの記載項目がない、ii) 近隣住民から苦情を受け付けた際に当該情報を参照することが想定されている、iii) 当該情報の活用に至っていないといった状況がみられた。また、これら自治体の中には、保守点検業者からの報告がなされていない、保守点検業者から提供される情報の質に差があるとしているものがあり、情報の収集率や質の向上に関する声も聴かれた。

これら情報は、保守点検・清掃業者から、月 1 回、紙媒体で報告されているものが多く、特段活用もされていないといった状況であった。このため、浄化槽の状態に係る情報を特定既存単独槽の判定に活用していくに当たっては、どのような収集時期、収集方法が効果的・効率的かを検討することも情報収集の仕組みを有効に機能させる上で必要と考えられる。

²⁰ 環境省は、令和 5 年 6 月に、都道府県等における浄化槽の保守点検・清掃の実施率の調査を初めて実施しており、その結果については、令和 5 年度末を目途に公表を予定している。

表 21 保守点検・清掃業者から浄化槽の状態に係る情報収集を実施している自治体の例

No.	収集元	事例の概要
1	保守点検	<p>【収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保守点検業者から、毎月、業務の実施状況に係る報告を受理 <p>【収集している情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽管理者名 保守点検実施日 保守点検業者名 浄化槽の人槽型式 <u>指示事項（異常の有無）</u> 点検した浄化槽管理士名 <p>【活用方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>近隣住民等から苦情を受け付けた際に保守点検の実施状況に係る情報を参照することを想定している。</u>
2	保守点検	<p>【収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保守点検業者から、毎月、浄化槽保守業務実施状況報告を受理 <p>【収集している情報】</p> <p>保守点検の結果、異常が認められた浄化槽及び改善措置が必要な浄化槽に係る下記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽管理者名 保守点検実施日 浄化槽の設置場所 規模・処理対象人員 <u>処理方式（単独処理/合併処理）</u> <u>改善の必要事項・指摘事項</u> 点検した浄化槽管理士名 <p>【活用方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>特段活用していない。</u>
3	保守点検	<p>【収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保守点検業者から、毎月、浄化槽保守点検記録票を受理 <p>【収集している情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽管理者名 保守点検実施日 保守点検業者名 浄化槽の人槽型式 水質 <u>躯体<small>くたい</small>の異常（破損・変形、漏水）の有無</u>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>管渠</u> ^{かんきよ} の異常の有無 ・ 各装置の異常の有無 ・ <u>所見</u> 等 <p>【活用方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>現時点で単独槽に関する住民からの苦情がない等により、情報の活用に至っていない。</u>
4	清掃	<p>【収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃業者から、毎月、浄化槽清掃記録票を受理 <p>【収集している情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽管理者名 ・ 清掃実施日 ・ 清掃業者名 ・ 浄化槽の人槽型式 ・ 臭気の有無 ・ <u>設備の異常の有無</u> ・ <u>本体漏水の有無</u> ・ <u>清掃結果の判定</u> 等 <p>【活用方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>現時点で単独槽に関する住民からの苦情がない等により、情報の活用に至っていない。</u>

(注) 当省の調査結果による。

イ 都道府県等における保守点検・清掃業者からの浄化槽の状態に係る情報収集の課題

保守点検・清掃業者にとって、浄化槽の状態に係る情報は、顧客に係る情報であり、都道府県等に提供した後に、顧客である浄化槽管理者が立入検査や特定既存単独槽の判定を受けることになれば、当該事業者は顧客との信頼関係を逸し、営業に支障が生じる可能性がある。また、事業者によっては、自社の顧客情報を社外に提供すること自体、情報流出のリスクから拒否感・抵抗感を抱くという声も聴かれたことから、このような保守点検・清掃業者の懸念を払拭する必要がある。

なお、上述のとおり、令和元年6月の浄化槽法一部改正において、同法第54条第1項の規定に基づき、都道府県、市町村、指定検査機関、保守点検・清掃業者等の関係者間の協議の場として、都道府県等に法定協議会を設置できるとされたところであり、都道府県等と保守点検・清掃業者との連携協力体制の構築に当たっても、当該法定協議会や上記の浄化槽法一部改正以前から設置されている既存の任意の協議会²¹（以下「法定協議会等」という。）を活用することができる。

²¹ 令和元年6月の浄化槽法一部改正以前においても、各都道府県等には、行政と浄化槽関係団体とで構成された任意の協議会が設置されており、浄化槽の適正な維持管理や合併槽の普及促進等のための役割を果たしていた。

【所見】

したがって、環境省は、11条検査未受検単独槽及び浄化槽台帳未掲載単独槽について、都道府県等における特定既存単独槽の的確な判定を推進する観点から、都道府県等における報告徴収制度を活用した保守点検・清掃業者からの浄化槽に係る情報収集の仕組みが有効に機能するよう、

- ① 都道府県等に対して、特定既存単独槽の判定に必要となる浄化槽の状態に係る情報の内容、当該情報の収集時期、収集方法、活用事例等を示すこと、
- ② 保守点検・清掃業者からの顧客に係る情報の提供に関する理解や協力を得るため、関係団体に対して協力要請を行うとともに、情報提供を行う保守点検・清掃業者の懸念が払拭されるよう、都道府県等における当該情報の利用目的や管理の在り方等を示すこと、
- ③ 都道府県等に対し、都道府県、市町村、指定検査機関、保守点検・清掃業者等による法定協議会等を活用し、関係者が一体となって取り組む体制を構築することを示すこと

などの措置を講ずること。

4 浄化槽台帳の整備・活用

【制度の概要等】

浄化槽の設置に関する情報や維持管理の実施状況について正確に把握を行うことで、単独槽の合併槽への転換の指導や受検指導等を通じた良好な放流水質の確保が可能となることから、浄化槽法第 49 条第 1 項の規定に基づき、都道府県等は、当該都道府県等の区域に存する浄化槽ごとに、浄化槽台帳を作成することとされている。浄化槽台帳の記載事項については、同法第 49 条第 1 項や浄化槽法施行規則第 57 条の 2 で規定されており、「浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について」（令和 2 年 3 月 5 日付け環境適発第 20030519 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長通知。以下「環境省室長通知」という。）の浄化槽台帳に関する事項において、具体的に列挙されている（表 22）。

表 22 浄化槽台帳の記載事項

No.	記載事項	具体的な記載内容
1	浄化槽の設置に関する事項	浄化槽 ID（浄化槽番号）、浄化槽型式名、浄化槽メーカー名、方式名、処理の対象（①単独②合併）、建築物用途、処理対象人員、BOD 除去率（%）、処理水 BOD（mg/L）、河川・側溝・地下浸透等の放流先等
2	使用開始、休止等の使用に関する事項	浄化槽管理者氏名、浄化槽管理者住所、浄化槽技術管理者名（処理対象人員が 501 人以上の浄化槽のみ）、使用開始年月日、休止年月日、再開予定年月日、再開年月日、使用廃止年月日、廃止の理由等
3	7 条検査 ²² の実施状況	検査日、工事業者名、検査結果、7 条検査不適正の場合その原因等
4	11 条検査の実施状況	検査日、検査結果、11 条検査不適正の場合その原因等
5	保守点検の実施状況	保守点検実施日、保守点検業者名、臭気、透視度、堆積汚泥厚、スカム厚等
6	清掃の実施状況	清掃実施日、清掃業者名、臭気、透視度、堆積汚泥厚、スカム厚等
7	その他参考となる事項	下水道台帳・し尿収集履歴との突合や空き家情報、使用実態に関する情報、周辺環境の情報（放流水質等の規制がなされる地域に位置するか、生活用水として使用している井戸が近接しているかなど）等

（注） 環境省室長通知に基づき当省が作成した。

環境省は、浄化槽の適正な維持管理を担保する上では、浄化槽の保守点検、清掃及び 11 条検査が極めて重要であるが、現状では、各都道府県において、保守点検及び清掃の実施状況が十分把握されておらず、11 条検査についても受検率の全国平均が 46%と低

²² 浄化槽管理者は、浄化槽法第 7 条第 1 項の規定に基づき、浄化槽を新たに設置した場合等には、指定検査機関による水質検査を受けなければならないとされている（7 条検査）。

い水準にあるとしている。このため、都道府県において、浄化槽台帳を整備するとともに台帳情報を積極的に活用して、浄化槽管理者に対する適正な維持管理（保守点検、清掃及び11条検査）の実施に向けた指導を強化することが急務であるとしている。

また、環境省は、当該指導を的確かつ円滑に行うためには、正確な情報を効果的・効率的に収集・記録可能な浄化槽台帳システムの整備が重要であるとしている。このため、令和元年6月の浄化槽法一部改正の施行当初は、都道府県等に対し、行政への届出情報等の対応可能なものから整備を進めるとともに、関係機関と連携した効果的・効率的な情報収集体制の整備や維持管理情報も含めた浄化槽台帳のシステム化については、改正法施行から3年を目途（令和4年度末）に整備を求めている。

さらに、環境省は、「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について」（令和5年5月25日付け環循適発第2305255号環境省環境再生・資源循環局長通知）において、都道府県等に対し、浄化槽台帳のシステム化やデジタル化を積極的に推進し、より精度の高いデータを一元管理することによって管理の高度化を図り、迅速かつ適切な指導の強化につなげることを求めている。

都道府県等は、浄化槽法第49条第2項の規定に基づき、浄化槽台帳の作成のために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めることができるとされている。これにより得た情報を踏まえ整備した浄化槽台帳に基づき、浄化槽の維持管理の徹底に向けた指導のほか、特定既存単独槽となり得る浄化槽の把握を行い、必要な措置を講ずることとなる。

【調査結果】

環境省調査結果によると、令和3年度末時点において、浄化槽台帳の作成に係る事務及び権限を市町村に移譲している2道県（北海道及び広島県）を除く45都府県全てが浄化槽台帳を作成しているものの、浄化槽台帳で管理している項目（表22の記載事項）や管理媒体（紙、Microsoft Excel等の表計算ソフト、専用の管理システム）は区々となっており、都道府県によって浄化槽台帳の整備の内容に差がある状況がみられている。

上述のとおり、浄化槽の保守点検、清掃及び11条検査については、浄化槽の適正な維持管理を担保する上で極めて重要とされており、これらの実施状況は、都道府県等に対し浄化槽台帳への記載が求められている事項である。11条検査を受検している浄化槽について、都道府県等は、11条検査結果報告書を参照することなどにより、これらの情報を把握することが可能である一方、11条検査を受検していない浄化槽については、浄化槽法第49条第2項の規定を活用し、保守点検・清掃業者に対して、保守点検及び清掃の実施状況に係る情報の提供を求める必要がある。

このような点を踏まえ、調査対象とした34自治体における11条検査未受検単独槽を対象に、保守点検及び清掃の実施状況に係る情報収集や浄化槽台帳への記載状況を確認した結果は、表23のとおりである。

表 23 調査対象とした 34 自治体における保守点検及び清掃の実施状況に係る情報収集・浄化槽台帳への記載状況

(単位:自治体、%)

		保守点検	清掃
情報収集を実施していない		19 (55.9)	23 (67.6)
情報収集を実施している		15 (44.1)	11 (32.4)
情報収集の 実施方法	紙媒体	15 (100)	10 (90.9)
	電子媒体 (Microsoft Excel 等)	0 (0)	1 (9.1)
収集した 情報の内容	事業者名	15 (100)	11 (100)
	うち浄化槽台帳への記載あり	5 (33.3)	5 (45.5)
	実施日	4 (26.7)	11 (100)
	うち浄化槽台帳への記載あり	1 (6.7)	5 (45.5)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 情報収集を紙媒体と電子媒体の両方で行っている場合は、完全に電子化に移行していないものとして、紙媒体に集計した。

3 () 内は、「情報収集の実施の有無」の項目については、調査対象とした 34 自治体に占める当該項目の割合、「情報収集の実施方法」及び「収集した情報の内容」の項目については、保守点検又は清掃の実施状況に係る情報収集を実施している自治体に占める各項目の割合を記載した。

4 清掃の実施状況に係る情報を電子媒体で収集している 1 自治体は、当該自治体内における情報収集の対象となる清掃業者が 1 事業者と母数が少ない。

調査対象とした 34 自治体のうち、保守点検・清掃業者から保守点検及び清掃の実施状況に係る情報収集を実施している自治体は、保守点検が 15 自治体 (44.1%)、清掃が 11 自治体 (32.4%) と半数以下であり、保守点検・清掃業者から 11 条検査未受検単独槽の維持管理情報を十分に収集できていない状況がみられた。また、これらの情報を紙媒体で収集している自治体は、保守点検は 15 自治体 (100%)、清掃は 10 自治体 (90.9%) となっており、上述のとおり、環境省は都道府県等に対し、浄化槽台帳のデジタル化を推進しているものの、管理媒体の電子化が進んでいない状況がみられた。

また、環境省室長通知において、保守点検及び清掃の実施状況の具体的な記載内容に掲げられている「保守点検業者名」、「保守点検実施日」、「清掃業者名」及び「清掃実施日」の四つの情報の収集状況について、「保守点検業者名」、「清掃業者名」及び「清掃実施日」は全ての自治体で収集していたが、「保守点検実施日」を収集している自治体は 4 自治体 (26.7%) と低調であった²³。

さらに、これら四つの情報を浄化槽台帳に記載している自治体は、「保守点検業者名」は 5 自治体 (33.3%)、「保守点検実施日」は 1 自治体 (6.7%)、「清掃業者名」及び「清掃実施日」はそれぞれ 5 自治体 (45.5%) にとどまり、浄化槽台帳に 11 条検査未受検単独槽の維持管理情報が十分に記載されていない状況がみられた。

環境省は、都道府県等における浄化槽台帳の整備が円滑に進むよう、浄化槽台帳作成

²³ 「保守点検実施日」を収集していない理由について、該当する自治体では、令和元年の浄化槽法一部改正以前から収集されておらず現在に至っているなどとしており、その経緯等の詳細は不明であった。

費に対する財政措置²⁴（資料⑧）や自治体における浄化槽の保守点検及び清掃の実施状況に係る情報収集ツールの導入事例の紹介²⁵（資料⑨）等の取組による支援を講じてきたところであるが、調査対象とした34自治体から、保守点検及び清掃の実施状況に係る情報収集や浄化槽台帳への記載に関する意見等を聴取した結果は、表24のとおりである。

表24 自治体における保守点検及び清掃の実施状況に係る情報収集や浄化槽台帳への記載に関する意見等

<p>i) 保守点検・清掃業者から、浄化槽台帳の情報収集について理解や協力が得られていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保守点検・清掃業者から、浄化槽台帳の情報収集について理解や協力が得られておらず、浄化槽台帳に必要な情報が収集できない。
<p>ii) 保守点検・清掃業者が浄化槽の情報を紙媒体で管理しており、電子化に対応していないことから、浄化槽台帳に手入力で記載する作業等に苦慮している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保守点検・清掃業者からの報告が電子媒体のデータではないことから、手入力での浄化槽台帳に記載する作業に苦慮している。 保守点検・清掃業者から報告を受けた紙媒体のデータを自治体職員が手入力での浄化槽台帳に記載しており、時間と人手が必要。データ入力の効率化を図るためには、電子媒体のデータを受領することが考えられるが、保守点検・清掃業者によっては、セキュリティ上の問題等から電子媒体でのデータの送信ができないとしており、一律での電子化への移行が困難である。 保守点検・清掃業者の約6割が情報を紙媒体で管理しているなどデジタル化に対応しておらず、報告された情報を浄化槽台帳に記載しようとした場合、相当の時間と労力が必要。このため、情報収集の方法が具体的に決まっておらず、現時点では収集できていない。 保守点検・清掃業者ごとにデータの管理方法（紙媒体・電子媒体）が異なっているため、浄化槽台帳システムに直接取り込み可能なデータの一括提供を求めるに至っていない。
<p>iii) 自治体と保守点検・清掃業者で管理している浄化槽の情報が異なり、それぞれの情報を突合する作業に苦慮している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽設置者名や浄化槽設置場所の情報を用いて、浄化槽台帳のデータと保守点検・清掃業者から報告されたデータを突合し、データを精査した上で浄化槽台帳に取り込みを行っている。この中には、浄化槽設置場所の情報が、浄化槽台帳のデータでは地番（例. ○○町1番地123）、保守点検・清掃業者のデータでは住居表示（例. ○○町一丁目2番地3号）となっているなど、突合作業に時間・労力を要するもの

²⁴ 令和元年度から循環型社会形成推進交付金により、都道府県等における既設浄化槽の^{しっかい}悉皆調査、維持管理情報等のデータの電子化、浄化槽台帳システムの改修等に要する費用に係る補助制度が導入されている。

²⁵ 「令和4年度全国浄化槽行政担当者会議」（環境省主催）において、埼玉県における浄化槽台帳に記録する保守点検及び清掃の実施状況に係る情報収集ツールの導入に関する事例紹介がなされた。

がある。

- ・ 保守点検・清掃業者から報告されたデータと浄化槽台帳のデータの体裁が異なる場合は、突合作業を行う前にデータの調整（例．設置場所の県名や郡名を削除、全角数字やハイフンを半角に変換、番地に記載されている「丁目」や「番地」をハイフンに変換等）を行う作業に時間・労力を要する。
- ・ 収集したデータと浄化槽台帳のデータ（浄化槽管理者の名義等）が異なる場合があり、その突合・確認作業に苦慮している。
- ・ 保守点検・清掃業者が業務上自社のデータを取りまとめた浄化槽台帳と自治体が浄化槽法に基づき作成している浄化槽台帳では、浄化槽 ID（浄化槽番号）が統一されていないことから、浄化槽を特定し、浄化槽台帳に入力する場合などに支障が生じている。

iv) 浄化槽台帳の活用方法、活用事例等を示してほしい。

- ・ 浄化槽管理者に対する維持管理の徹底に向けた指導等のため、浄化槽台帳の情報をどのように活用するのか、国から具体的に示してほしい。
- ・ 浄化槽台帳を活用して合併槽への転換が進んだ事例など、国で自治体の優良事例を集めて紹介してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

このように自治体では、i) 保守点検・清掃業者から、浄化槽台帳の情報収集について理解や協力が得られておらず、浄化槽台帳に必要な情報が収集できない、ii) 保守点検・清掃業者から収集した情報が紙媒体であることや、自治体と保守点検・清掃業者で管理している情報が異なることから、収集した情報を浄化槽台帳に記載する作業に苦慮している、iii) 浄化槽管理者に対する指導等に当たって、浄化槽台帳の情報をどのように活用すればよいか分からず、活用されないおそれがあるといった課題を抱えている状況がみられた。

特に、保守点検・清掃業者から、浄化槽台帳の情報収集について理解や協力が得られていない背景については、事業者が浄化槽台帳の活用メリットを感じていないことがうかがわれることから、保守点検・清掃の実施率の向上にも寄与するような浄化槽台帳の活用方法、活用事例等を示すことが、上記の課題への対応策の一つとして考えられる。

【所見】

したがって、環境省は、都道府県等において維持管理が不十分な浄化槽を的確に把握し、浄化槽管理者に対する指導を徹底する観点から、保守点検・清掃業者から協力を得て浄化槽台帳を整備し、その活用を図るため、都道府県等に対し、保守点検・清掃の実施率の向上にも寄与するような浄化槽台帳の活用方法、活用事例等を示すとともに、保守点検・清掃業者からの情報収集のデジタル化に向けた対応策の検討を進める必要がある。

第3 今後の課題

老朽化した単独槽について、合併槽への転換をより一層推進する観点から令和元年6月に浄化槽法が改正され、特定既存単独槽に対する措置等について定められた。

本調査は、都道府県等において、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にある単独槽が特定既存単独槽に判定されていない状況を踏まえ、生活環境の保全等に重大な支障が生じるおそれのある単独槽をどのように特定既存単独槽に的確に判定していくかに焦点を当てて実施し、環境省に対して改善策を提示した。改善策が講じられることで、11条検査により不適正と判定された単独槽のうち、約7,000件（令和3年度時点）が特定既存単独槽に判定されることが見込まれる。また、中長期的には、設置からの年数経過に伴い老朽化した単独槽の増加により、特定既存単独槽に判定され得るものが一層増加することが想定される。

特定既存単独槽の判定が進む一方で、単独槽の合併槽への転換については、転換に係るコストが高いこと等から、転換に踏み切れないという指摘もある。したがって、今後は、浄化槽管理者の理解を得て、どのように合併槽に円滑に転換していくか、環境省において、その方策を検討していくことが望まれる。

このため、当省では、今回の勧告を踏まえた環境省における改善措置状況のフォローアップに併せて、単独槽の合併槽への転換の状況についても把握していくこととしたい。

〔資料編〕

資料目次

資料①	浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）（抜粋）	38
資料②	環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号）（抜粋）	42
資料③	「浄化槽法第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項」（平成 19 年環境省告示第 64 号）（抜粋）	44
資料④	「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」（令和 2 年 3 月 2 日付け環循適発第 2003027 号環境大臣決定）（抜粋）	45
資料⑤	「浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について」（令和 2 年 3 月 5 日付け環循適発第 20030518 号環境省環境再生・資源循環局長通知）（抜粋）	57
資料⑥	「浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について」（令和 2 年 3 月 5 日付け環循適発第 20030519 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長通知）（抜粋）	57
資料⑦	「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について」（令和 5 年 5 月 25 日付け環循適発第 2305255 号環境省環境再生・資源循環局長通知）（抜粋）	59
資料⑧	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（抜粋）	60
資料⑨	「埼玉県の浄化槽台帳整備」（令和 5 年 3 月 22 日全国浄化槽行政担当者会議資料）（抜粋）	60

資料① 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 浄化槽 便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を処理し、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道（以下「終末処理下水道」という。）以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和三十五年法律第百三十七号）第六条第一項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

一の二・二 （略）

三 浄化槽の保守点検 浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業をいう。

四 浄化槽の清掃 浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。

五～七 （略）

八 浄化槽清掃業 浄化槽の清掃を行う事業をいう。

九 浄化槽清掃業者 第三十五条第一項の許可を受けて浄化槽清掃業を営む者をいう。

十・十一 （略）

十二 特定行政庁 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第三十五号本文に規定する特定行政庁をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項の市町村又は特別区の区域については、当該浄化槽に係る建築物の審査を行うべき建築主事を置く市町村若しくは特別区の長又は都道府県知事をいう。

（浄化槽によるし尿処理等）

第三条 （略）

第三条の二 何人も、便所と連結してし尿を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備又は施設として、浄化槽以外のもの（下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設を除く。）を設置してはならない。ただし、下水道法第四条第一項の事業計画において定められた同法第五条第一項第五号に規定する予定処理区域内の者が排出するし尿のみを処理する設備又は施設については、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する設備又は施設は、この法律の規定（前条第二項、前項及び第五十一条の規定を除く。）の適用については、浄化槽とみなす。

（設置等の届出、勧告及び変更命令）

第五条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。第七条第一項、第十二条の四第二項において同じ。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府

県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第五項、第七条第一項、第十二条の四第二項、第五章、第四十八条第四項、第四十九条第一項及び第五十七条を除き、以下同じ。）及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない。ただし、当該浄化槽に関し、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事の確認を申請すべきとき、又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。

2～5 （略）

（設置後等の水質検査）

第七条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

2 指定検査機関は、前項の水質に関する検査を実施したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、環境省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

（設置後等の水質検査についての勧告及び命令等）

第七条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が前条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（保守点検）

第八条 浄化槽の保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行わなければならない。

（清掃）

第九条 浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従って行わなければならない。

（浄化槽管理者の義務）

第十条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。ただし、第十一条の二第一項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

2 政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、環境省令で定める資格を有する技術管理者（以

下「技術管理者」という。)を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する浄化槽については、この限りでない。

- 3 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第四十八条第一項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。

(定期検査)

第十一条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。ただし、次条第一項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽(使用が再開されたものを除く。)については、この限りでない。

- 2 第七条第二項の規定は、前項本文の水質に関する検査について準用する。

(保守点検又は清掃についての改善命令等)

第十二条 都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

- 2 都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、十日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。

(定期検査についての勧告及び命令等)

第十二条の二 都道府県知事は、第十一条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項本文の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第十一条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項本文の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(浄化槽台帳の作成)

第四十九条 都道府県知事は当該都道府県の区域(保健所を設置する市及び特別区の区域を除く。)に存する浄化槽ごとに、保健所を設置する市又は特別区の長は当該市又は特別区の区域に存する浄化槽ごとに、次に掲げる事項を記載した浄化槽台帳を作成するものとする。

- 一 その浄化槽の存する土地の所在及び地番並びに浄化槽管理者の氏名又は名称
- 二 第七条第一項及び第十一条第一項本文の水質に関する検査の実施状況

三 その他環境省令で定める事項

2 都道府県知事は、浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めることができる。

3 前二項に規定するもののほか、浄化槽台帳に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(報告徴収、立入検査等)

第五十三条 当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告させることができる。

一 浄化槽管理者

二・三 (略)

四 浄化槽清掃業者

五 第十条第三項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士

六 指定検査機関

七・八 (略)

2 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協議会)

第五十四条 都道府県及び市町村は、浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置等、浄化槽台帳の作成その他のその都道府県又は市町村の区域における浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うため、環境省令で定めるところにより、当該都道府県又は市町村、関係地方公共団体及び浄化槽管理者、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、第四十八条第一項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、指定検査機関その他の当該都道府県又は市町村が必要と認める者により構成される協議会(次項及び第三項において単に「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(指定検査機関)

第五十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域において第七条第一項及び第十一条第一項本文の水質に関する検査の業務を行う者を指定する。

2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、環境省令で定める事項を公示しなければならない。

3 第一項の指定の手續その他指定検査機関に関し必要な事項は、環境省令で定める。

附 則

(特定既存単独処理浄化槽に対する措置)

第十一条 都道府県知事は、既存単独処理浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百六号）附則第二条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。）であつて、第十一条第二項の規定において準用する第七条第二項の規定による報告その他の情報から判断してそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの（以下「特定既存単独処理浄化槽」という。）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 前三項に定めるもののほか、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関し必要な事項は、環境省令で定める。

5 第三項の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

資料② 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）（抜粋）

(設置後等の水質検査の内容等)

第四条 法第七条第一項の環境省令で定める期間は、使用開始後三月を経過した日から五月間とする。

2 法第七条第一項の規定による設置後等の水質検査の項目、方法その他必要な事項は、環境大臣が定めるところによるものとする。

3 浄化槽管理者は、設置後等の水質検査に係る手続きを、当該浄化槽を設置する浄化槽工事業者に委託することができる。

(設置後等の水質検査の報告)

第四条の二 法第七条第二項の規定による報告は、毎月末までに、その前月中に実施した設置後等の水質検査について行わなければならない。

2 法第七条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 設置後等の水質検査を行つた年月日

二 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所

三 設置場所

四 法第十三条第一項又は第二項の認定を受けている浄化槽にあつては、当該浄化槽

を製造した者の氏名又は名称及び浄化槽の名称

五 浄化槽工事及び保守点検を行った者の氏名又は名称（設置後等の水質検査の前に清掃を行った場合にあつては、当該清掃を行った者の氏名又は名称を含む。）

六 設置後等の水質検査の結果（浄化槽の機能に障害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合にあつては、その原因を含む。）

（保守点検の時期及び記録等）

第五条 浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による最初の保守点検を、浄化槽の使用開始の直前に行うものとする。

2 浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成しなければならない。ただし、法第十条第三項の規定により保守点検又は清掃を委託した場合には、当該委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）は、保守点検又は清掃の記録を作成し、浄化槽管理者に交付しなければならない。

3～9 （略）

（保守点検の回数の特例）

第六条 みなし浄化槽に関する法第十条第一項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
全ばつ気方式	一 処理対象人員が二〇人以下の浄化槽	三月
	二 処理対象人員が二一人以上三〇〇人以下の浄化槽	二月
	三 処理対象人員が三〇一人以上の浄化槽	一月
分離接触ばつ気方式、分離ばつ気方式又は単純ばつ気方式	一 処理対象人員が二〇人以下の浄化槽	四月
	二 処理対象人員が二一人以上三〇〇人以下の浄化槽	三月
	三 処理対象人員が三〇一以上の浄化槽	二月
散水ろ床方式、平面酸化床方式又は地下砂ろ過方式		六月

備考 この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 三三〇二）」に定めるところによるものとする。この場合において、一未満の端数は、切り上げるものとする。

2～5 （略）

（清掃の回数の特例）

第七条 法第十条第一項の規定による清掃の回数は、全ばつ気方式の浄化槽にあつては、おおむね六月ごとに一回以上とする。

（定期検査の内容等）

第九条 法第十一条第一項の規定による定期検査の項目、方法その他必要な事項は、環境大臣が定めるところによるものとする。

2 浄化槽管理者は、定期検査に係る手続きを、当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う者に委託することができる。

（定期検査の報告）

第九条の二 第四条の二の規定は、法第十一条第二項において準用する法第七条第二項の規定による報告について準用する。この場合において、第四条の二中「設置後等の水質検査」とあるのは「定期検査」と、同条第二項第五号中「浄化槽工事及び保守点検を行つた者の氏名又は名称（設置後等の水質検査の前に清掃を行つた場合にあつては、当該清掃を行つた者の氏名又は名称を含む。）」とあるのは「前回の定期検査（定期検査を受けたことのない浄化槽にあつては、設置後等の水質検査）の後に保守点検及び清掃を行つた者の氏名又は名称」と読み替えるものとする。

（浄化槽台帳の作成）

第五十七条の二 法第四十九条第一項第三号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 設置届出年月日、浄化槽の種類その他の設置に関する事項
 - 二 使用開始年月日、休止年月日その他の使用に関する事項
 - 三 保守点検の実施状況に関する事項
 - 四 清掃の実施状況に関する事項
 - 五 その他当該浄化槽の管理に関し参考となる事項
- 2 浄化槽台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による届出その他の情報に基づいて行うものとし、都道府県知事は、浄化槽台帳の正確な記録を確保するよう努めるものとする。
- 3 都道府県知事は、浄化槽台帳に関する事務の一部を指定検査機関その他当該事務を適正かつ確実に実施することができる者と認められる者に委託することができる。

（協議会）

第五十七条の三 都道府県及び市町村は、協議会を組織するに当たっては、当該協議会の組織が、地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとする。

資料③ 「浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項」（平成19年環境省告示第64号）（抜粋）

（検査）

第一条 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。）第七条第一項に規定する水質に関する検査（以下「第七条検査」という。）及び法第十一条第一項に規定する水質に関する検査（以下「第十一条検査」という。）は、浄化槽の設置及び維持管理の状況についての外観検査（以下「外観検査」という。）、浄化槽の放流水等についての水質検査（以下「水質検査」という。）並びに浄化槽の保守点検及び清掃の実施状況等についての書類検査（以下「書類検査」という。）とする。

（第七条検査）

第二条 第七条検査の外観検査は、次の各号に掲げる項目について、浄化槽の設置の状況の観察、浄化槽の内部の目視その他必要な方法により行うものとする。

- 一 設置状況
- 二 設備の稼働状況
- 三 水の流れ方の状況
- 四 使用の状況
- 五 悪臭の発生状況

六 消毒の実施状況

七 蚊、はえ等の発生状況

2 第七条検査の水質検査は、次の各号に掲げる項目について、別表に掲げる方法により行うものとする。

一 水素イオン濃度

二 活性汚泥沈殿率（活性汚泥方式の浄化槽に限る。）

三 溶存酸素量（環境省関係浄化槽法施行規則（以下「規則」という。）第一条第三号に規定するみなし浄化槽のうち散水ろ床方式及び腐敗タンク方式であるものを除く。）

四 透視度

五 塩化物イオン濃度（規則第一条第三号に規定するみなし浄化槽に限る。）

六 残留塩素濃度（放流水の消毒に塩素剤を使用する浄化槽に限る。）

七 生物化学的酸素要求量

3 第七条検査の書類検査は、浄化槽管理者が保存している保守点検及び清掃の記録その他参考となる書類について行うものとする。

（第十一条検査）

第三条 第十一条検査の外観検査は、前条第一項各号に掲げる項目について、浄化槽の設置の状況の観察、浄化槽の内部の目視その他必要な方法により行うものとする。

2 第十一条検査の水質検査は、前条第二項各号（第二号及び第五号を除く。）に掲げる項目について、別表に掲げる方法により行うものとする。

3 第十一条検査の書類検査は、浄化槽管理者が保存している保守点検及び清掃の記録その他参考となる書類について行うものとする。

4 第十一条検査は、当該検査を行う地域を管轄する都道府県知事が認める場合には、当該検査の一部（前条第二項第七号の項目についての検査を除く。）を行わないことができる。

資料④ 「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」（令和2年3月2日付け 環循適発第2003027号環境大臣決定）（抜粋）

はじめに

（略）

令和元年6月19日に公布された「浄化槽法の一部を改正する法律」（令和元年法律第40号。以下「改正法」という。）において、そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある緊急性の高い既存単独処理浄化槽（以下「特定既存単独処理浄化槽」という。）について、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）が除却等の助言又は指導、勧告、命令を行うことができる規定が設けられた。都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し適切な措置を講ずべきであるが、これらの措置については、強い公権力の行使を伴う行為が含まれることから、その措置に係る手続についての透明性及び適正性の確保が求められるところである。

以上を踏まえ、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（令和2年環境省令第3号）による改正後の環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以

下「規則」という。) 附則第2項の規定に基づき、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」(以下「指針」という。)を定めるものである。

本指針は、特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる考え方及び特定既存単独処理浄化槽に対する措置に係る手続について、参考となる一般的な考え方を示すものである。したがって、各地方公共団体において地域の実情を反映しつつ、適宜固有の判定基準を定めること等により特定既存単独処理浄化槽に対応することが適当である。(略)

第1章 特定既存単独処理浄化槽の措置の検討

1. 法に定義される特定既存単独処理浄化槽

特定既存単独処理浄化槽は、既存単独処理浄化槽のうち、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものと定義されている(法附則第11条第1項)。

2. 具体の事案に対する措置の検討

(1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の概要

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導(法附則第11条第1項)、勧告(同条第2項)及び命令(同条第3項)することができるとともに、命令に違反した者については30万円以下の罰金に処せられる(同条第5項)。法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑が科せられる(同条第6項)。

法に定める特定既存単独処理浄化槽として、法の規定を適用する場合は、法附則第11条に基づく助言又は指導、勧告及び命令の手続を、順を経て行う必要がある。緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、法により対応しようとするのであれば同様である。

なお、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域及び同法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域内の単独処理浄化槽についても、特定既存単独処理浄化槽の措置の対象となり得る。

(2) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の要否の判断

特定既存単独処理浄化槽のみならず、それ以外の既存単独処理浄化槽も生活雑排水を直接放流することで環境への負荷が生じており、時間の経過とともに浄化槽自体の劣化が進行して特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれも高まる。このことから、特定既存単独処理浄化槽に該当しない既存単独処理浄化槽についても合併処理浄化槽への転換を進めていくことが必要である。

特定既存単独処理浄化槽として法附則第11条に定める措置を実施するためには、第2章を参考に、立入検査を実施して、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるかを確認する必要があるが、措置の実施に入る前の段階で、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の必要性の理解を求め、自主的な転換を進めることが重要であり、

- ・浄化槽管理者に改善の意思はあるものの、その対処方策が分からない

- ・経済的な負担から対策を躊躇している

等の場合には、状況に応じて、浄化槽関連業者の紹介や、宅内配管工事を含めた合併処理浄化槽への交換の予算制度の紹介等により、転換を進めることも考えられる。

このような自主的な転換は、これまでも進められてきているところであり、平成12年改正法附則第3条で転換の努力義務が課せられているものであって、当然のことながら特定既存単独処理浄化槽との判定を待たずに実施できるものである。法第54条の規定により地方公共団体が組織する協議会なども活用しながら、自主的な転換を行うよう、浄化槽管理者の理解を求めることが重要である。

(3) 11条検査と立入検査の関係

特定既存単独処理浄化槽の把握には、指定検査機関による11条検査の結果が最も重要である。11条検査は法に基づき受検の義務づけがなされていることから、浄化槽管理者に対する受検の指導を進めていく必要がある。

都道府県知事は、11条検査の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、受検確保のために必要な助言及び指導を行うことができる（法第12条の2第1項）。また、浄化槽管理者が11条検査を受検していない場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、11条検査を受検すべき旨の勧告をすることができ（同条第2項）、勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（同条第3項）。命令に違反した者については30万円以下の過料に処せられる（法第66条の2）。

11条検査と、特定既存単独処理浄化槽の判定のための立入検査は、その目的や実施主体が異なるが、検査内容としては重なる部分も多い。11条検査を受検している浄化槽管理者との公平性の観点からも、助言及び指導にとどまらず、勧告、命令、罰則という手続も含めて、浄化槽管理者に11条検査の実施を求める必要がある。

他方、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態、周辺環境への影響や、放流水質等に関する規制等地域の実情に照らして、悪影響の程度や危険等の切迫性が高い場合においてまで、浄化槽管理者自ら11条検査を実施するのを待つのは適切ではない。そのような場合には、11条検査の受検を求める手続と並行して、行政自ら立入検査を実施することで、特定既存単独処理浄化槽の措置を迅速に講ずることが考えられる。

第2章 特定既存単独処理浄化槽の措置を講ずるに際して参考となる考え方

特定既存単独処理浄化槽に対する措置を講ずるに際しては、既存単独処理浄化槽がそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態であるか否かを判断するとともに、当該既存単独処理浄化槽がもたらす周辺への悪影響の程度等について考慮する必要がある。

また、特定既存単独処理浄化槽は将来の蓋然性を含む概念であり、必ずしも定量的な基準により一律に判定することはなじまない。特定既存単独処理浄化槽に対する措置を講ずるか否かについては、下記1.を参考に特定既存単独処理浄化槽と認められる既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況、周辺環境への影響等を勘案して、総合的に判定されるべきものである。なお、その際、下記2.の情報を根拠とするほか、法第54

条に基づく協議会等において意見を聞くことも考えられる。

1. 特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項

特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる情報として、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況、周辺環境への影響等が考えられる。

既存単独処理浄化槽が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響が周辺の生活環境、公衆衛生等にも及ぶと判断された場合に、その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否か、その状態が継続された場合のもたらされる危険等について切迫性が高いか否か等により特定既存単独処理浄化槽に該当するか否かを判定する。その際の判定基準は一律とする必要はないが、別紙1、別紙2を参考に、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態、周辺環境への影響や、放流水質等に関する規制等地域の実情に応じて、悪影響の程度や危険等の切迫性を判定することとなる。外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的にみられる場合は、悪影響の程度や危険等の切迫性があり、措置の緊急性が高いと判定することも考えられる。

周辺環境への影響に関して、例えば、水道水源の湖沼等において条例により単独処理浄化槽に対して規制が適用される場合や生活排水の排出に対して何らかの規制がなされる地域に位置する場合、あるいは浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸が近接している場合等は、特定既存単独処理浄化槽として措置を講ずる必要性が高くなることが考えられる。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置については、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況に応じて、除却を行い合併処理浄化槽に交換するか、補修や附帯設備の交換により既存単独処理浄化槽として使用し続けるか、その後の対応も含めて判定することになる。なお、その際には合併処理浄化槽へ転換した場合の費用との関係性も留意する必要がある。

既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的にみられて周辺環境への影響が懸念される場合は、緊急性が高いことから除却を行い合併処理浄化槽への交換を措置として求めることが考えられる。一方、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が限定的な場合は、浄化槽の補修や附帯設備の交換を措置として求めて既存単独処理浄化槽の使用を継続することも考えられるが、この場合においても、補修や附帯設備の交換により外形的状況や性能状況が一時的に改善するものの、例えば、老朽化が進行した既存単独処理浄化槽においては、本体がすでに劣化して部材の強度が低下していることで破損、変形、漏水等が再発したり、附帯設備の破損、変形、脱落等が再発したりすることによって、周辺環境への影響が懸念される事態になり緊急性が高まることもありえる。

このようなことから、既存単独処理浄化槽の使用の継続による当該既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の将来的な悪化の可能性も念頭に総合的に評価を行い、措置の内容について、除却を行うか、補修や附帯設備の交換を行うかの判定を行うことになる。なお、その際には合併処理浄化槽へ転換した場合の費用との関係性も留意する必要がある。

特定既存単独処理浄化槽の措置の参考となる考え方については別紙3に示す。

2. 特定既存単独処理浄化槽を把握するための根拠となる情報

特定既存単独処理浄化槽の把握には、指定検査機関による11条検査の結果が最も重要である。11条検査は浄化槽法に基づき受検の義務づけがなされていることから浄化槽管理者に対する受検の指導を進めていく必要がある。

11条検査を受検している浄化槽については、その結果の報告により特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る既存単独処理浄化槽を把握したうえで、指定検査機関と連携して浄化槽の立入検査を行うこと。

11条検査を受検していない浄化槽については、浄化槽台帳に集積された情報（設置情報（設置年、処理方式等）や管理情報（保守点検、清掃））、協議会や報告徴収制度を通じた保守点検業者や清掃業者から得た情報等から浄化槽をスクリーニングしたうえで選定を行い、指定検査機関と連携して法第53条に基づく立入検査を行うこと。スクリーニングにあたっては、以下の事項に留意すること。

- ▶ 浄化槽台帳に集積された設置情報から、特に老朽化による本体や機材の劣化が予想される建築基準法に定める旧構造基準の方式（全ばっ気型、腐敗タンク型等）の既存単独処理浄化槽について着目すること。
- ▶ 保守点検業者や清掃業者から得た管理情報から、既存単独処理浄化槽の放流水質が所定の性能を満たさないおそれのあるもの、内部の様態からみて所定の性能を確保できないことが明らかなものや劣化が著しいものについて着目すること。
- ▶ 既存単独処理浄化槽の放流先、既存単独処理浄化槽の放流水への条例に基づく水質規制の有無、近隣住民からの苦情通報の情報等にも着目すること。

なお、都道府県知事は、情報収集にあたっては、市町村と連携すること。また、11条検査の実施に併せて定期的に特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る浄化槽を把握すること。

第3章 参考となる一般的な考え方

特定既存単独処理浄化槽に対する措置は、行政指導である助言又は指導（法附則第11条第1項）及び勧告（同条第2項）と、不利益処分である命令（同条第3項）とに大別される。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置の事前準備として、第2章2.に記載したとおり、浄化槽台帳（法第49条）に集積された情報、協議会（法第54条）や報告徴収制度（法第53条第1項）を通じて得た情報等から浄化槽をスクリーニングした上で選定を行い、立入検査（法第53条第2項から第4項）を行って特定既存単独処理浄化槽か否かの判定を行う。

（略）

（2）指定検査機関との連携

特定既存単独処理浄化槽か否かの判定を行うためには専門的知識が必要であることから、居住者の承諾を得る際に、指定検査機関の同行を伝え、同意いただいた場合には、指定検査機関と同行して立入検査を実施することが望ましい。

（略）

〔別紙 1〕 特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項

〈外形的状況や性能状況〉

①重要項目

項目	参考となる事項
浄化槽本体	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽本体に著しい破損又は劣化箇所がある。 ・隔壁等の内部設備に影響を及ぼす程度の変形がある。 ・漏水している（槽内水位が所定位置より大幅に低下）。 ・現場打ちの場合には、躯体部に著しい腐食・劣化がある。
水平の狂い	<ul style="list-style-type: none"> ・水平の狂いや浮上又は沈下により、不均等な攪拌や短絡水流が形成されている。 ・水平の狂いや浮上又は沈下により、腐敗タンク（室）や沈殿分離タンク（室）、沈殿室の堆積汚泥が極度に偏っている。 ・水平の狂いや浮上又は沈下により、管渠や空気配管、内部設備等の破損がある。

②その他の項目

項目	参考となる事項
浄化槽の内部設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各室の隔壁や仕切板が著しく破損、変形、脱落又は欠落している。 ・構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない。又は、破損・浮上・脱落等が生じている。
平面酸化床、散水ろ床	<ul style="list-style-type: none"> ・著しい破損がある。 ・破損や傾きにより、短絡流や不適正な水流が発生している。 ・剥離生物膜が特定の箇所へ堆積し、適切な水流を妨げている。
ばっ気装置	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な水流が確保されていない。
消毒装置	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒設備が破損、脱落又は欠落している。 ・薬剤筒が適正に固定されていない。
流入管渠、放流管渠	<ul style="list-style-type: none"> ・定常的に勾配不良や閉塞等による滞留や逆流がある。 ・流入升において、逆流や溢流がある。 ・放流先等からの逆流がある。 ・著しい破損または漏水がある。

〈周辺環境への影響〉

③周辺環境への影響

項目	参考となる事項
悪臭等の発生状況	浄化槽設置場所周辺において著しい悪臭、害虫、騒音の発生がある。
放流水の水質	放流水の透視度が4度（4cm）未満である。
放流水質等の規制	条例により単独処理浄化槽に対する規制や生活排水の排出に対する規制等がある。

井戸の設置状況	浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸がある。
---------	---------------------------------

<参考となる情報>

④参考となる情報

項目	参考となる事項
過去の補修等の実績	以前に本体又は内部設備（②その他の項目に係る附帯設備を含む）で補修や部品の交換を行った実績がある。
浄化槽の構造基準	旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽（昭和 44 年以前に設置された単独処理浄化槽を含む）である。

〔別紙 2〕 判定の考え方

「そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある状態にあると認められるもの」であることを判定する際は、以下の 1. 若しくは 2. に掲げる状態（将来そのような状態になることが予見される場合を含む。）に該当、かつ 3. に掲げる周辺環境への影響に該当するか否かにより判定する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判定していく必要がある。

1. 重要項目

浄化槽本体の外見的形状が保持できず、生活環境や公衆衛生に対して過大な悪影響を定常的に与えることが明らかである項目として、以下の（イ）又は（ロ）に掲げる事項に該当するか否かにより判定する。

（イ）浄化槽本体の著しい破損又は変形、漏水の状況

浄化槽本体に著しい破損や劣化、変形が発生しているか否か、槽本体から外部への漏水が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

調査項目例	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽本体に著しい破損又は劣化箇所がある。 ・隔壁等の内部設備に影響を及ぼす程度の変形がある。 ・漏水している（槽内水位が所定位置より大幅に低下）。 ・現場打ちの場合には、躯体部に著しい腐食又は劣化がある。
-------	---

【切迫性の考え方】

- ・漏水が認められた場合は、地下水等への過大な影響が懸念されることから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。
- ・旧構造基準（昭和 44 年建設省告示第 1726 号）に基づく FRP 製既存単独処理浄化槽は、既に耐用年数の 30 年^{*1}を超過しており、腐食や亀裂が確認された場合は、将来漏水や崩落等が生じる蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響や危険等についての切迫性は高いと判断する。
- ・旧構造基準（昭和 44 年建設省告示第 1726 号）に基づく鉄筋コンクリート製既存単独処理浄化槽は、汚水処理施設の鉄筋コンクリート構造物の標準耐用年数が 50 年^{*2}であり、腐食や亀裂が確認された場合には、漏水や崩落等が生じる蓋然性が高い

ことから、周辺環境への悪影響や危険等についての切迫性は高いと判断する。

※1 FRP 製浄化槽の耐久性に関する考察（公益財団法人日本環境整備教育センター 小川浩、大森英昭）

※2 下水道事業の手引きより抜粋（監修／国土交通省水管理・国土保全局 下水道部）

【措置の考え方】

- ・耐用年数を超過した既存単独処理浄化槽において破損や亀裂、著しい変形、漏水等が認められた場合は、当該箇所を補修したとしても材質そのものが劣化しているため、他の箇所で何らかの異常が発生すると考えられることから、補修せずに合併処理浄化槽に交換することが望ましい。
- ・FRP 製既存単独処理浄化槽の破損等を補修した場合、歪み等が生じて他の部分の破損等を連鎖的に招き、繰り返し補修を行わなければならないおそれがあることから、係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。
- ・鉄筋コンクリート製既存単独処理浄化槽の破損等を補修する場合、安全面の観点から、上部鉄筋コンクリートを除去する必要があることから、補修に係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。

(ロ) 浄化槽本体の著しい水平の狂い、浮上又は沈下の状況

浄化槽本体の水平の狂いや浮上又は沈下により、管渠や空気配管、内部設備等の破損が発生しているか否か、不均等な攪拌や短絡水流や堆積汚泥分布に著しい偏りが発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

調査項目例

- ・水平の狂いや浮上又は沈下により、不均等な攪拌や短絡水流が形成されている。
- ・水平の狂いや浮上又は沈下により、腐敗タンク（室）や沈殿分離タンク（室）、沈殿室の堆積汚泥が極度に偏っている。
- ・水平の狂いや浮上又は沈下により、管渠や空気配管、内部設備等の破損がある。

【切迫性の考え方】

- ・著しい水平の狂いや浮上又は沈下による管渠の亀裂や破損又はそのおそれがある場合、当該箇所から漏水が生じる蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。
- ・著しい水平の狂いや浮上又は沈下が生じた場合、空気配管や内部設備の破損や脱落、異常な水流の発生等、浄化槽の内部設備や附帯設備に複合的な異常をもたらすことは明らかであり、このことにより処理機能が著しく低下し、または汚泥の流出によって適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

【措置の考え方】

著しい水平の狂いや浮上又は沈下が生じた既存単独処理浄化槽を補修する場合、槽本体を傷つけないよう掘り起こし、再度適正に据え付けなければならないことから、補修に係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。

2. その他の項目

内部設備等の異常が原因で処理機能が低下し、生活環境や公衆衛生に対して過大な悪影響を定常的に与えるおそれ大きい項目として、以下の（イ）から（ホ）に掲げる事項に該当するか否かにより判定する。

（イ）浄化槽の内部設備

各室の隔壁や仕切板が著しく破損、変形、脱落又は欠落しているか否か、構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない、又は破損、浮上、脱落等が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

調査項目例

- ・各室の隔壁や仕切板が著しく破損、変形、脱落又は欠落している。
- ・構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない。又は破損、浮上、脱落が生じている。

【切迫性の考え方】

- ・各室の隔壁や仕切板に破損や変形、脱落又は欠落により、異なる単位装置の槽内水が区別なく混じりあうなど、当該単位装置が所期の性能を発揮していないと判断される場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。
- ・ろ材や接触材が著しく破損している又は充填されていない他、槽内水のほとんどがろ材や接触材の間を通過していないと判断できる場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

【措置の考え方】

- ・部品の入手が不可能で、補修できない場合は「補修不能」と判断する。
- ・隔壁等が著しく破損している場合には、本体の補修同様、歪み等が生じて他の部分の破損等を連鎖的に招き、繰り返し補修が必要となることから、係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。

（ロ）平面酸化床、散水ろ床

平面酸化床又は散水ろ床に、著しい破損や傾きが発生しているか否か、それにより汚泥等が特定の場所に著しく堆積したり破損部分から短絡したりして、不適正な水流が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

調査項目例

- ・著しい破損がある。
- ・破損や傾きにより、短絡流や不適正な水流が発生している。
- ・剥離生物膜が特定の箇所に堆積し、適切な水流を妨げている。

【切迫性の考え方】

- ・散水樋の著しい破損や傾き、それによる偏った汚泥等の著しい堆積により、腐敗室流出水が散水樋をほとんど経由することなく流下している場合は、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。
- ・平面酸化床の著しい破損や傾き、それによる偏った汚泥等の著しい堆積により、腐

<p>敗室流出水が直接消毒室に移流しているなどの著しい短絡現象が認められる場合は、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。</p>	
<p>【措置の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散水樋や平面酸化床の著しい破損や傾きの補修には、手作業によるモルタル造形が必要な場合が多く、補修に係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。 ・部品が入手不可能な場合は「補修不能」と判断する。 	
<p>(ハ) ばっ気装置（散気式・機械式）</p>	
<p>不適正な水流が発生しているか否かなどを判断する。</p>	
調査項目例	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な水流が確保されていない。
<p>【切迫性の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ばっ気装置の破損等により、攪拌水流が停止あるいは著しく弱い場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 	
<p>【措置の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送風機から浄化槽本体までの地中で空気配管が破損している場合は、補修費用が高額になる場合があることに留意すること。 ・機械式の場合は、修理に必要な部品が入手できない場合があることに留意すること。 	
<p>(ニ) 消毒装置</p>	
<p>消毒装置が破損、脱落又は欠落しているか否か、薬剤筒に固定不良があるか否かなどを基に総合的に判断する。</p>	
調査項目例	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒装置が破損、脱落又は欠落している。 ・薬剤筒が適正に固定されていない。
<p>【切迫性の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒設備が欠落している場合、処理水が未消毒のまま定常的に放流されていることは明らかで、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 	
<p>【措置の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部品の入手が不可能で、補修できない場合は「補修不能」と判断する。 	
<p>(ホ) 流入管渠、放流管渠</p>	
<p>勾配不良や閉塞等による滞留や逆流、溢流が常態化しているか否か、放流先等からの逆流が常態化しているか否か、管渠に著しい破損又は漏水があるか否かなどを基に総合的に判断する。</p>	
調査項目例	<ul style="list-style-type: none"> ・定常的に勾配不良や閉塞等による滞留や逆流がある。 ・流入升において、逆流や溢流がある。 ・放流先等からの逆流がある。 ・著しい破損又は漏水がある。

【切迫性の考え方】

- ・著しい破損又は漏水、溢流が生じている場合、地下水等への過大な影響が懸念されることから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。
- ・放流先等からの逆流がある場合は、浄化槽の所期の性能が発揮できず、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

【措置の考え方】

- ・管渠の勾配不良や管渠途中の破損や漏水等の補修にかかる費用は、相当に高額になる可能性があることに留意すること。

3. 周辺環境への影響

生活環境及び公衆衛生上重大な支障をきたす恐れがあるか否かを判定するにあたり、下記の項目を確認する。

周辺環境への影響	
調査項目例	<ul style="list-style-type: none">・浄化槽設置場所周辺において著しい悪臭、害虫、騒音の発生がある。・放流水の透視度が4度（4cm）未満である。・条例により単独処理浄化槽に対する規制や生活排水の排出に対する規制等がある。・浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸がある。

4. 参考となる情報

特定既存単独処理浄化槽の措置を判定するにあたり、参考となる情報として、既存単独処理浄化槽の使用の継続による当該既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の将来的な悪化の可能性も念頭に、以下に掲げる事項に該当するか否かを確認する。

(イ) 過去の補修等の実績

以前に本体又は内部設備の補修を行った実績があるか否かについて、特定既存単独処理浄化槽の措置を判断する場合の参考とする。

調査項目例 以前に本体又は内部設備の補修等を行った実績がある。

【切迫性の考え方】

- ・以前に本体の補修を行った実績があり、再び同一箇所又は関連する箇所に著しい破損等が発生した場合には、漏水が発生する蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。
- ・以前に内部設備の補修を行った実績があり、再び同一箇所又は関連する箇所に著しい破損等が発生した場合には、浄化槽の所期の性能が発揮できず、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

【措置の考え方】

以前に本体又は内部設備の補修等を行った実績がある場合、繰り返し補修が必要となることから、かかる費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があること

に留意すること。

(ロ) 浄化槽の構造基準

旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽（昭和44年以前に設置された単独処理浄化槽を含む）であるか否かを確認して、特定既存単独処理浄化槽の措置を判断する場合の参考とする。

調査項目例

旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽（昭和44年以前に設置された単独処理浄化槽を含む）である。

〔別紙3〕特定既存単独処理浄化槽の措置の参考となる考え方

特定既存単独処理浄化槽に対する措置については、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況に応じて、将来的な悪化の可能性も念頭に総合的に評価を行い、措置の内容について、除却を行うか、補修や附帯設備の交換を行うかの判定を行うことになる。

なお、以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判定していく必要がある。

(1) 除却

既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的にみて周辺環境への影響が懸念される場合は、緊急性が高いことから除却を行い合併処理浄化槽への交換を措置として求めることが考えられる。

〔別紙1〕特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項より、「除却」の措置の判断として以下のケースを例示する。

■ケース1：

「①重要項目」に1つでも該当 かつ 「③周辺環境への影響」に1つでも該当

■ケース2：

「②その他の項目」に複数該当 かつ 「③周辺環境への影響」に1つでも該当 かつ 「④参考となる情報」に1つでも該当

(2) 補修や附帯設備の交換

既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が限定的な場合は、浄化槽の補修や附帯設備の交換を措置として求めて単独処理浄化槽の使用を継続することも考えられる。この場合においても、補修や附帯設備の交換により外形的状況や性能状況が一時的に改善するものの、例えば、老朽化が進行した既存単独処理浄化槽においては、本体がすでに劣化して部材の強度が低下していることで破損、変形、漏水等が再発したり、附帯設備が破損、変形、脱落等が再発したりすることで、周辺環境への影響が懸念する事態になり緊急性が高まることがありえる。

「補修や附帯施設の交換」の措置の判断としては、特定既存単独処理浄化槽に該当するが「除却」の措置に該当しない特定既存単独処理浄化槽が対象になると考えられる。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑤ 「浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について」(令和2年3月5日付け環境省環境再生・資源循環局長通知)(抜粋)

第六 浄化槽台帳

浄化槽の設置に関する情報や維持管理の実施状況について正確に把握を行うことで、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の指導や11条検査の受検の指導等を通じた良好な放流水質の確保が可能となることから、都道府県知事は浄化槽台帳を作成するものとしたこと(法第49条第1項)。

都道府県知事は浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し情報提供を求めることができる(法第49条第2項)。都道府県は、7条検査及び11条検査のみならず保守点検、清掃の情報についても市町村や協議会等を通じて情報収集すること。

都道府県は、整備した浄化槽台帳に基づき、11条検査の受検の指導や管理状態の悪い浄化槽に対する指導を市町村と連携して実施するとともに、特定既存単独処理浄化槽となり得る浄化槽の把握を行い、必要な措置を講じること。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑥ 「浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について」(令和2年3月5日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長通知)(抜粋)

第五 浄化槽台帳

1 浄化槽台帳の記載事項

浄化槽の設置に関する情報や維持管理の実施状況について正確に把握を行うことで、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の指導や11条検査の受検の指導等を通じた良好な放流水質の確保が可能となることから、浄化槽台帳には以下の内容を記載すること。なお、地域の状況に応じて独自の項目を追加することは差し支えない。

① その浄化槽の存する土地の所在及び地番、設置届出年月日、浄化槽の種類その他の設置に関する事項(法第49条第1項第1号及び規則第57条の2第1項第1号)。浄化槽を特定するための浄化槽ID(浄化槽番号)を記載した上で、5条届出において把握できる情報を記載することを想定しており、浄化槽型式名、浄化槽メーカー名、方式名、処理の対象(①単独②合併)、建築物用途、処理対象人員、BOD除去率(%)、処理水BOD(mg/L)、河川・側溝・地下浸透等の放流先等を記載する。

② 浄化槽管理者の氏名又は名称、使用開始年月日、休止年月日その他の使用に関する事項(法第49条第1項第1号及び規則第57条の2第1項第2号)。法第10条の2の使用開始等の報告、法第11条の2第1項の使用の休止の届出、法第11条の2第2項の使用の再開の届出、法第11条の3の廃止の届出において把握できる情報を記載することを想定しており、浄化槽管理者氏名、浄化槽管理者住所、浄化槽技術管理者名(処理対象人員が501人以上の浄化槽のみ)、使用開始年月日、休止年月日、再開予定年月日、再開年月日、使用廃止年月日、廃止の理由等を記載する。

- ③ 法第7条第1項の水質に関する検査の実施状況（法第49条第1項第2号）。検査日、工事業者名、検査結果、7条検査不適正の場合その原因等を記載することを想定している。
- ④ 法第11条第1項の水質に関する検査の実施状況（法第49条第1項第2号）。検査日、検査結果、11条検査不適正の場合その原因等を記載することを想定している。
- ⑤ 保守点検の実施状況に関する事項（規則第57条の2第1項第3号）。保守点検実施日、保守点検業者名の他、良好な放流水質の確保の観点から、点検によって得られた臭気や透視度、堆積汚泥厚、スカム厚等の水質関連情報等についても記載することを想定している。
- ⑥ 清掃の実施状況に関する事項（規則第57条の2第1項第4号）。清掃実施日、清掃業者名の他、良好な放流水質の確保の観点から、清掃業者が清掃に先立って行う点検によって得られた臭気や透視度、堆積汚泥厚、スカム厚等の水質関連情報等についても記載することを想定している。
- ⑦ その他当該浄化槽の管理に関し参考となる事項（規則第57条の2第1項第5号）。下水道台帳・し尿収集履歴との突合や空き家情報等、関係機関への情報収集から得られた使用実態に関する情報や、放流水質等の規制がなされる地域に位置するか、浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸が近接しているかなどの周辺環境の情報等について記載することを想定している。

2 浄化槽に関する情報収集及び浄化槽台帳への反映

都道府県知事は、法第49条第2項の規定を活用して保守点検の実施状況や清掃の実施状況に関する情報の収集に努めること。市町村に対して清掃業者に関する情報の提供を求めたり、協議会において台帳作成に必要な情報の提供を求めたりするなど、実効性のある情報収集に努めること。（略）

3 浄化槽台帳の質の確保

（略）

浄化槽台帳整備にあたり、改正法施行当初は対応可能なものから整備を進めるとともに、関係機関から情報収集体制の整備や維持管理情報も含めた浄化槽台帳のシステム化については改正法施行から3年を目途に整備に努めること。なお、浄化槽台帳に記載する法定検査・保守点検・清掃の実施状況については、改正法施行後に実施されたものを記載すれば足り、改正法施行前に実施されたものをさかのぼって記載する必要はない。

（略）

4・5 （略）

第六 協議会

協議会の組織及び運営に関し必要な事項は協議会が定めることとされており（法第54条第3項）、都道府県及び市町村は、地域の実情に鑑み、協議会の設置要綱において目的、業務内容、構成員その他必要な事項を定めること。目的、業務内容、構成員を以下に例示するが、これに限らず柔軟に設定できるものであり、管内の関係団体と良く協議すること。

- ① 目的として、浄化槽の整備促進、適正な維持管理の促進等各協議会において検

討すること。

② 業務内容として、浄化槽管理者への支援（維持管理費用の支援等負担の軽減、一括契約の推進等）、公共浄化槽の設置、浄化槽台帳の作成（情報収集を含む）、特定既存単独処理浄化槽に関する情報収集や除却判断、浄化槽処理促進区域の指定、その他目的を達成するために必要な事業等各協議会において検討すること。

③ 構成員として、都道府県、市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事業業者、浄化槽清掃業者、保守点検業者等各協議会において業務に応じた適切な構成員を検討すること。浄化槽工事業業者、浄化槽清掃業者、保守点検業者等が加盟する各都道府県の浄化槽関係団体の代表者とすることも可能であるとともに、都道府県又は市町村が必要と認める者として外部有識者や課題への取り組みについて知見を有する者を含めることも可能である。

行政と関係団体で構成されている既存の任意の協議会を法に基づく協議会とすることも可能であるが、特定既存単独処理浄化槽に対する措置や浄化槽台帳の作成等新たに改正法で設けられた内容に照らし、協議会の目的や業務内容等について改めて各協議会において検討すること。

協議会における協議の過程では浄化槽管理者の氏名、住所等の個人情報を含む情報が扱われることから、これらの情報が外部に漏洩することのないよう、協議会の構成員は当該情報の取扱いには細心の注意を払う必要があること。また、協議会の目的を達成するために必要な範囲を超えて、協議会の構成員が自らの事業活動に当該情報を利用することがないよう、協議会の設置要綱において、情報の適正な取扱いについて定めることが望ましいこと。

（注） 下線は当省が付した。

資料⑦ 「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について」（令和5年5月25日付け環境適 発第2305255号環境省環境再生・資源循環局長通知）（抜粋）

第2 浄化槽台帳を活用した適正な維持管理の実施に向けた指導等の徹底について

令和2年4月に施行された改正浄化槽法（令和元年法律第40号）において、都道府県知事に浄化槽台帳の整備が義務付けられ、都道府県知事は、浄化槽台帳により維持管理の実施状況等について正確に把握し、保守点検、清掃、法定検査の実施に向けた指導を行うものとしている。

当該指導を的確かつ円滑に行うためには、正確な情報を効果的・効率的に収集・記録可能な台帳システムの整備が重要である。このため、改正法施行当初は行政への届出情報等の対応可能なものから整備を進めるとともに、関係機関と連携した効果的・効率的な情報収集体制の整備や維持管理情報も含めた浄化槽台帳のシステム化については改正法施行から3年を目途（令和4年度末）に整備を求めている。

現状、各都道府県において、浄化槽の維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の徹底が図られていない状況にあり、下記のとおり、整備した浄化槽台帳システム等の情報を積極的に活用して浄化槽管理者に対する維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の徹底に向けた指導を強化すること。その際、都道府県・市町村・指定検査機関・関係事業者等による協議会等を組織することにより、関係者が一体となって取り組む体制の構築に努めること。また、浄化槽台帳のシステム化やデジタル化を積極的に推進し、よ

り精度の高いデータを一元管理することによって管理の高度化を図り、迅速かつ適切な指導の強化につなげること。

(1) 法に基づく維持管理が行われていない浄化槽の把握

都道府県知事は、協議会等を活用して関係者と十分連携しながら、浄化槽台帳により維持管理の実施状況等に関する正確な情報を収集し、法に基づく維持管理（保守点検、清掃、法定検査）が行われていない浄化槽を的確に把握すること。

なお、都道府県知事は、維持管理に関する情報の収集に当たり、法第 49 条第 2 項の規定を活用して市町村に対して清掃の実施状況に関する情報の提供を求めるなど、実効性のある情報収集を積極的に実施すること。

(2) (略)

(注) 下線は当省が付した。

資料⑧ 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（抜粋）

別表 3（浄化槽設置整備事業）

1 区分	2 基準額	3 対象経費
浄化槽整備 効率化事業 費	(1) 台帳作成費 浄化槽整備効率化事業に資する、既設浄化槽の悉皆調査、維持管理情報等のデータの電子化又は既存の台帳システムを浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 49 条に定める事項を記載し、また、令和 2 年度に環境省が整備する台帳システムと平仄が図られるシステムへの改修に要する費用 15,000 千円 (2)・(3) (略)	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて浄化槽整備効率化事業を行うために必要な旅費、報酬、給料、職員諸手当等、共済費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、役務費（通信運搬費）、委託料 (ただし、報酬、給料、職員諸手当等、共済費については、会計年度任用職員に係るものに限る。)

資料⑨ 「埼玉県の浄化槽台帳整備」（令和 5 年 3 月 22 日全国浄化槽行政担当者会議資料）（抜粋）

R 2 協議会報告（台帳整備の考え方）

(1) (略)

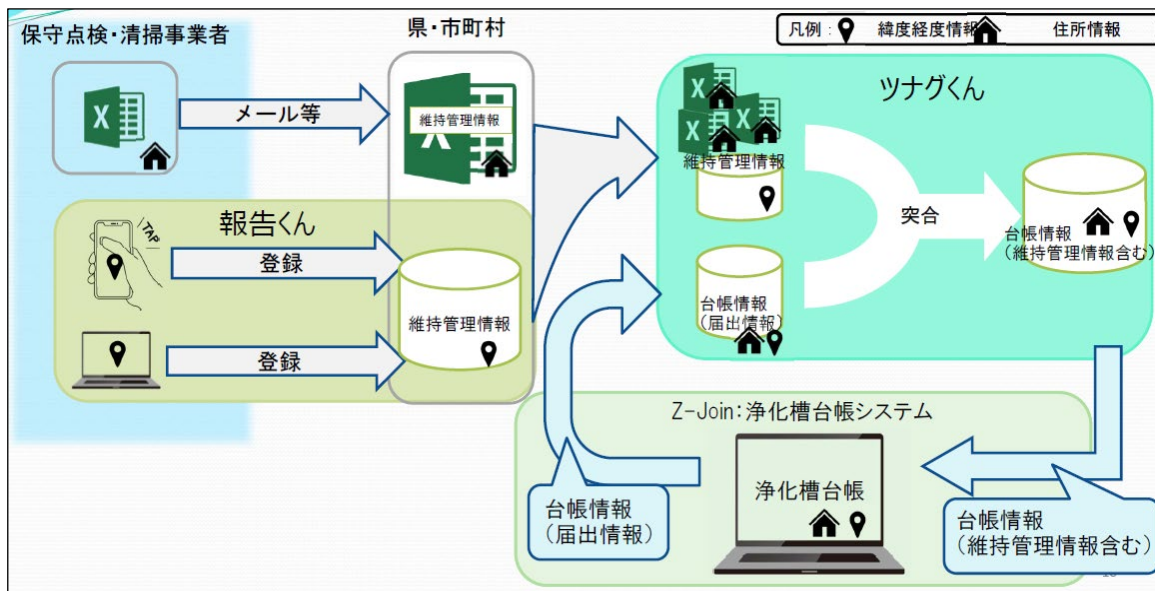
(2) 取組の方向性

- ・ 維持管理情報を継続的に台帳に記載することにより、浄化槽の使用実態を把握でき、台帳情報の質が確保できる。
- ・ 48 万基の浄化槽維持管理情報は膨大であり、情報収集には、新たな仕組みの構

築を含む情報のデジタル化が不可欠。

- 設置に関する情報は紙による設置届等であることから、県と指定検査機関が連携して、7条検査情報との紐付けによる設置・使用情報の正確な把握と台帳への記載を進める必要がある。
 - 県と各市町村は台帳システムの統一が望ましいが、市町村内部で他のシステムと連動している状況もあるため、当面は異なるシステムであっても円滑な情報共有が行えるような運用体制を、県が主導して整備することが必要である。
- (3) 関係機関の取組の概要
- 関係機関は、合併処理浄化槽への転換と浄化槽の適正な維持管理を促進するため、連携の上、浄化槽台帳を整備する。
 - 県・市町村・業界団体等は、あらゆる機会を捉えて各事業者に対して浄化槽に関する情報の電子データ化を働きかけていく。
 - 県、市町村のほか、すべての保守点検業者、清掃業者、指定検査機関は、浄化槽に関する情報の電子データ化を進める。
 - 県は、自社で電子データ化が困難な事業者に対し、電子データ化を支援する必要がある。（スマートフォン報告ツールの提供）
 - 電子データ化が困難な事業者は、報告ツールを使用して電子データ化に努める。
 - 各事業者は、当面は浄化槽の使用実態を把握するための最小限の項目を、県又は市町村に定期的に電子情報にて提供する。

浄化槽台帳への維持管理情報入力体制の整備



「報告くん」(スマートフォン報告ツール)

○モバイル(画面等)

<https://www.jokaso-ss.jp>
とURLに入力



浄化槽自動収集システム

ID: test0

Password: saitama@1

ログイン



地図変更

住所等検索

現在地

○機能

- 背景地図を変更可能。(地理院地図(標準・淡色)、衛星画像)
- 2回目以降の報告では、地図上のピンから簡易に報告。
- 報告内容の検索機能・一覧表のCSV出力可能。(追加情報を入力することで電子データ化が可能)
- 住民説明用の証明書を表示。
- 下請業者のID管理・閲覧制限

12

「ツナグくん」(自動突合ツール)

自動突合

- 「業者名」「業者独自の浄化槽番号」が一致しているかどうか
- 「住所」が完全一致しており、かつ一致する台帳が1基のみ場合
- 「位置情報が5m以内」にあり、かつ、抽出される台帳が1基のみ場合

浄化槽台帳情報

「業者名」「業者独自の浄化槽番号」
「住所」「位置情報」

住所突合では、
表記ゆれを事前補正
(半角全角、-等を補正)

突合!

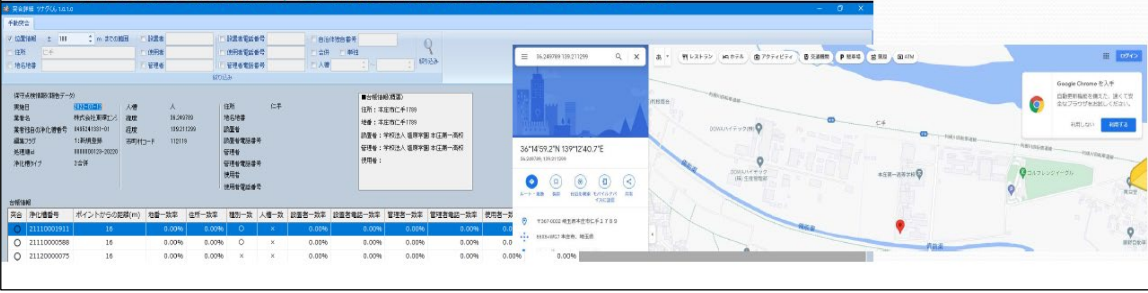
業者報告情報

「業者名」「業者独自の浄化槽番号」「住所」
「位置情報」

※ 2回目以降は、業者が変更された浄化槽以外は基本的に突合される。

手動突合

- 自動突合でできなかった情報は、地図情報の検索等を行い手動突合します。



13

(注) 下線は当省が付した。